資料4

経営事項審査における Wの加点状況等について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Wの各項目や位置付けなどについて①

国土交通省

- 第2回・第3回WGでご報告したアンケートやヒアリングにおいては、Wの項目のうち、**実態・実情にそぐわないなど見直すべき項目**に関して、以下のようなご意見があった。

■建設業団体を通じたアンケート結果より ※第2回企業評価WG資料より抜粋

- 研究開発費（W6）：会計監査人設置会社に限って評価される仕組みであり、**対象が事実上大手に限定**される。**研究開発の「投入額」ではなく、新技術・省人化技術の現場実装の状況を評価**する方が政策目的に適う。【日建連会員企業】
- 研究開発費（W6）：**DX投資やICT活用の実施状況等、より広い企業が該当し得る指標へ転換**を検討してはどうだろうか。【日建連会員企業】
- **研究開発費や公認会計士数など一部項目は中小事業者や住宅関連事業者の実態に馴染みにくい**と思う。【住団連会員企業】
- ISO認証（W8）：**取得が一般化し、企業間の差別化指標としての機能は低下**している。加点の意義を検証すべき。【日建連会員企業】

■個別ヒアリングの結果より ※第3回企業評価WG資料より抜粋

- **研究開発費**について、実質大手企業のみが評価される仕組みになっていると思われるため、新しい技術の現場実装等、新たな観点があってもいい。**大手企業の立場から考えても、この項目が変わるからといって仕事を受けられないかというとそうではないし、時代に応じて評価軸が変わることは自然**である。【元請・大手・A社】
- **ISO認証については差別化になっておらず形骸化**しているため、見直すべき。【元請・大手・A社】
- **ISO認証**は取得・維持の負担が大きく、**企業経営や業務管理の実態を必ずしも反映しないため、一律の評価項目とすることは適切ではない**。基本的な取組が社内に定着した後は、認証の継続を見直し、社内改善活動へ移行する企業もある。【元請・中小・C社】

Wの各項目や位置付けなどについて②

国土交通省

- 第2回・第3回WGでご報告したアンケートやヒアリングにおいては、Wの項目について、**配点に強弱を付けるなど柔軟な制度設計**に関するご意見や、**普及状況などを踏まえた見直し**及び**今日的な課題を踏まえ必要なる項目の盛り込み**に関するご意見があった。

■個別ヒアリングの結果より ※第3回企業評価WG資料より抜粋

- 政策誘導の観点からは、**配点について、より強弱をつけることも一つの考え方**ではないか。例えば、**導入当初は、高い配点としつつ、当該取組・政策の普及後は配点を縮小**するなど、**政策上の必要性及び普及状況に応じた柔軟な制度設計**とすることも考えられるのではないか。【元請・大手・B社】
- 経営事項審査の項目については、**一定期間が経過して広く浸透したものを見直し、今日的な課題への対応が必要な項目を盛り込む必要**がある。例えば、ISO9001等は過去には県独自の評価でも採用していたが、普及状況を踏まえれば、評価項目としての役割を改めて検討する余地がある。【中国地方・B県】

その他の審査項目（社会性等）（W）の詳細

国土交通省

令和8年7月1日以降の申請で適用

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77	0	－
建退共の加入状況	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入状況	15	0	平成6年
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10	0	令和3年
ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5	0	令和5年
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10	0	令和5年
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5	0	令和8年
W2：建設業の営業継続の状況	60	−60	－
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	−60	平成23年
W3：防災活動への貢献の状況	20	0	平成18年
W4：法令遵守の状況	0	−30	平成20年
W5：建設業の経理の状況	30	0	－
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6：研究開発の状況	25	0	平成20年
W7：建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10	0	平成23年
合計（A）	237	−90	
W評点（A×10×175÷200）	2,073	−788	

総合評定値（P）＝$0.25X_1+0.15X_2+0.20Y+0.25Z+0.15W$

※W1-8「「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無」は、令和7年12月改正（令和8年7月施行）により追加された項目であることから、今回の検証からは除いている

W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

＜現行制度の概要＞

W1:建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

・W_{1-1}からW_{1-10}までの各項目の評点を合算して求める。

W_{1-1}～W_{1-3}

項目	評点
建設業退職金共済制度への加入（W_{14}）	15
退職一時金制度又は企業年金制度の導入（W_{15}）	15
法定外労働災害補償制度への加入（W_{16}）	15

W_{1-4} 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況

・技術職員のうち、審査基準日において満35歳未満の技術職員の割合を計算し、表に当てはめて評点を求める。

若年技術職員の継続的な育成及び確保	評点
15%以上	1
15%未満	0

W_{1-4} 新規若年技術職員の育成及び確保の状況

・技術職員のうち、審査基準日において満35歳未満で、審査対象年内に新たに技術職員となった者の割合を計算し、表に当てはめて評点を求める。

新規若年技術職員の育成及び確保	評点
1%以上	1
1%未満	0

＜導入時の考え方等＞

2　入札・契約制度改革の基本的視点
（1）現在の問題点
①　入札・契約手続きにおける不正行為の発生
（略）
　すなわち、今回の一連の事件においては、発注者の恣意的な指名の運用が行われた可能性が指摘され、そのような不正行為に対するチェックシステムが現行の入札・契約制度において十分用意されていなかったという欠陥が表面化することとなった。
（略）
　したがって、今回の事件を単なる発注者及び建設業者のモラルの欠如に帰着させるのではなく、そのようなモラルの欠如を招いた社会的背景にも洞察を加えながら、それを抑制する制度的担保措置についても検討を行うことが重要な課題となっている。
②　建設市場の国際化への要請
　我が国の建設市場に関する制度は、内外無差別を基本として運用されている。しかしながら、10年程前までは、外国企業の参入希望もほとんどなかったため、我が国の制度が主として国内企業を念頭に置いて定められているものであることは否めない。
（略）
　また、建設業は、特に地方においてはその地域の経済と雇用を支える基幹産業となっているが、競争参加に係る資格審査が不十分なままに、誰でも自由に市場参入が認められることとなると、かつて我が国でも経験したように不良不適格な企業が伸長し、「技術と経営に優れた」良質な企業が市場から排除され（「悪貨が良貨を駆逐する」）、雇用不安を始めとした大きな社会的混乱が生ずるおそれがある。このため、入札・契約制度の検討を行うに当たっては、建設業者の実態を十分踏まえた選択と運用が必要である。

（略）

4　制度改革の具体的提案

（略）

②　競争参加資格審査制度の改善
資格審査の一層の合理性を確保するとともに、その機能を高めるため、次の事項について改善を図るべきである。
ア　透明性・客観性の確保
　経営事項審査については、誰が見ても分かりやすいものとなるよう総合評価の算定方法の見直しを行う。
　従来、各発注者ごとに行っている主観的事項とされてきた「工事の安全成績」、「労働福祉の状況について、経営事項審査の評価項目に加え、全国統一の項目とする方向で検討を行う。

【公共工事に関する入札・契約制度の改革について（平成5年12月21日中央建設業審議会建議）より】

＜導入時の考え方等＞

◎労働福祉の状況

入札参加資格審査における主観的事項を客観化する方針に従い、従来主観的事項とされていたこの項目を経営事項審査の審査項目として位置付ける。

（1）審査項目の基準

労働福祉の状況については、客観的・統一的評価になじむと考えられる次の7つの事項を対象とし、法律上の義務の履行に係る①から③までの事項は義務の不履行の場合に減点評価し、その他の事項は制度に加入・対応している場合に加点評価する。

①雇用保険　②健康保険及び厚生年金保険　③賃金不払い　④建設業退職金共済組合
⑤退職一時金制度　⑥企業年金制度（厚生年金基金又は適格退職年金）
⑦法定外労働災害補償制度

【中央建設業審議会総会（平成6年4月12日）資料より】

＜加点状況について＞

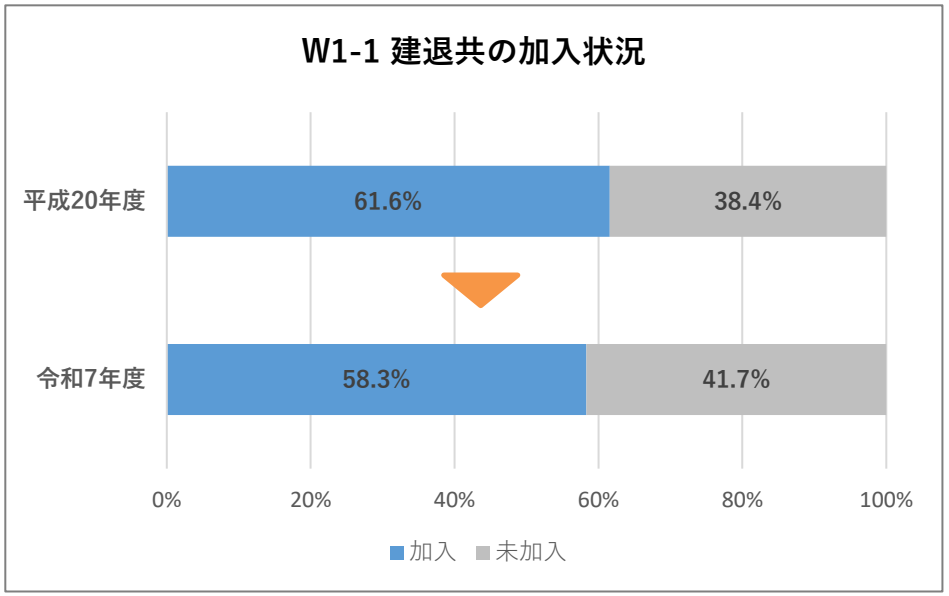
W1-1 建退共の加入状況
平成20年度
61.6%
38.4%
令和7年度
58.3%
41.7%
0%
20%
40%
60%
80%
100%
加入
未加入

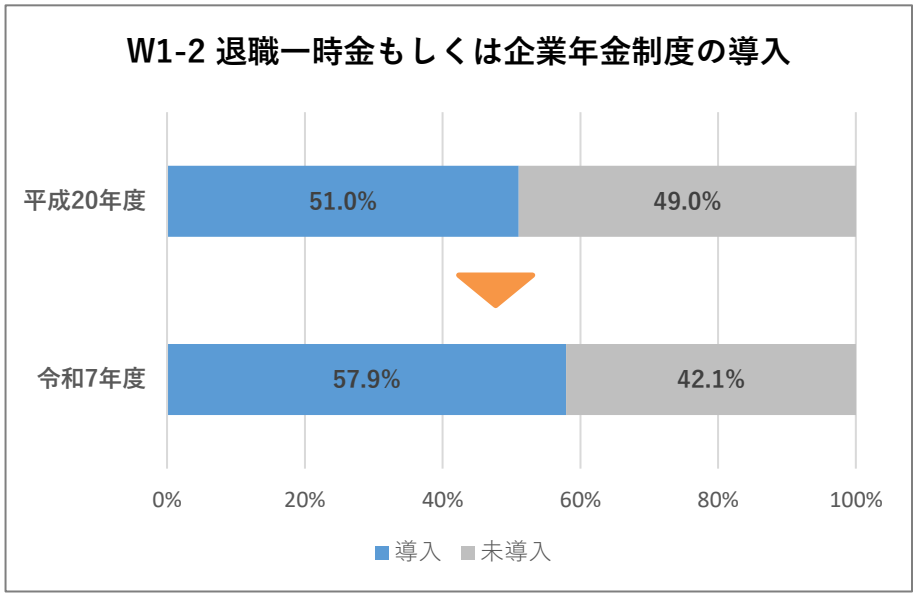
W1-2 退職一時金もしくは企業年金制度の導入
平成20年度
51.0%
49.0%
令和7年度
57.9%
42.1%
0%
20%
40%
60%
80%
100%
導入
未導入

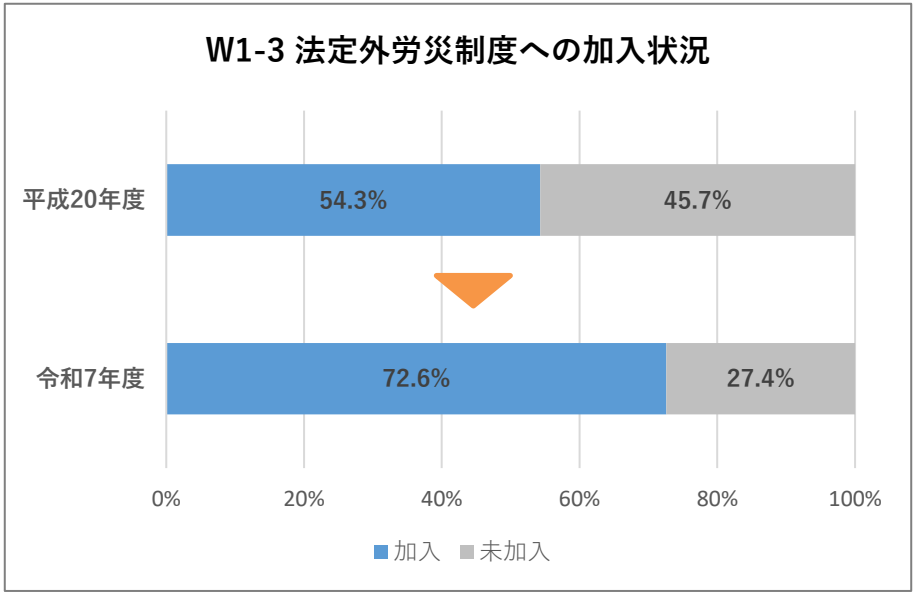
W1-3 法定外労災制度への加入状況
平成20年度
54.3%
45.7%
令和7年度
72.6%
27.4%
0%
20%
40%
60%
80%
100%
加入
未加入

W1-1:建退共の加入状況

国土交通省

＜関連制度の概要＞

- 建設業退職金共済制度（建退共制度）は、現場を転々とすることが多い建設労働者のために、中小企業退職金共済法に基づき創設された退職金制度（昭和39年制度創設）。
- （独）勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部（以下「建退共本部」）が制度を運営。
- 建設業の事業主が建退共本部と締結した共済契約に基づき、建設労働者の共済手帳に就労日数に応じて共済証紙（日額320円）を貼付（証紙貼付方式）もしくは掛金を電子(退職金ポイント)で納付(電子ポイント方式)。建設労働者が建設業界から離職した際に、手帳に貼付された証紙の枚数と退職金ポイントに応じて、建退共本部が労働者に退職金を支給する仕組み。
- 建退共制度の掛金は、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であり、建設業法第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」及び同法第20条に規定する「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」に含まれる。

共済契約から退職金支給までの流れ

○証紙貼付方式●電子ポイント方式

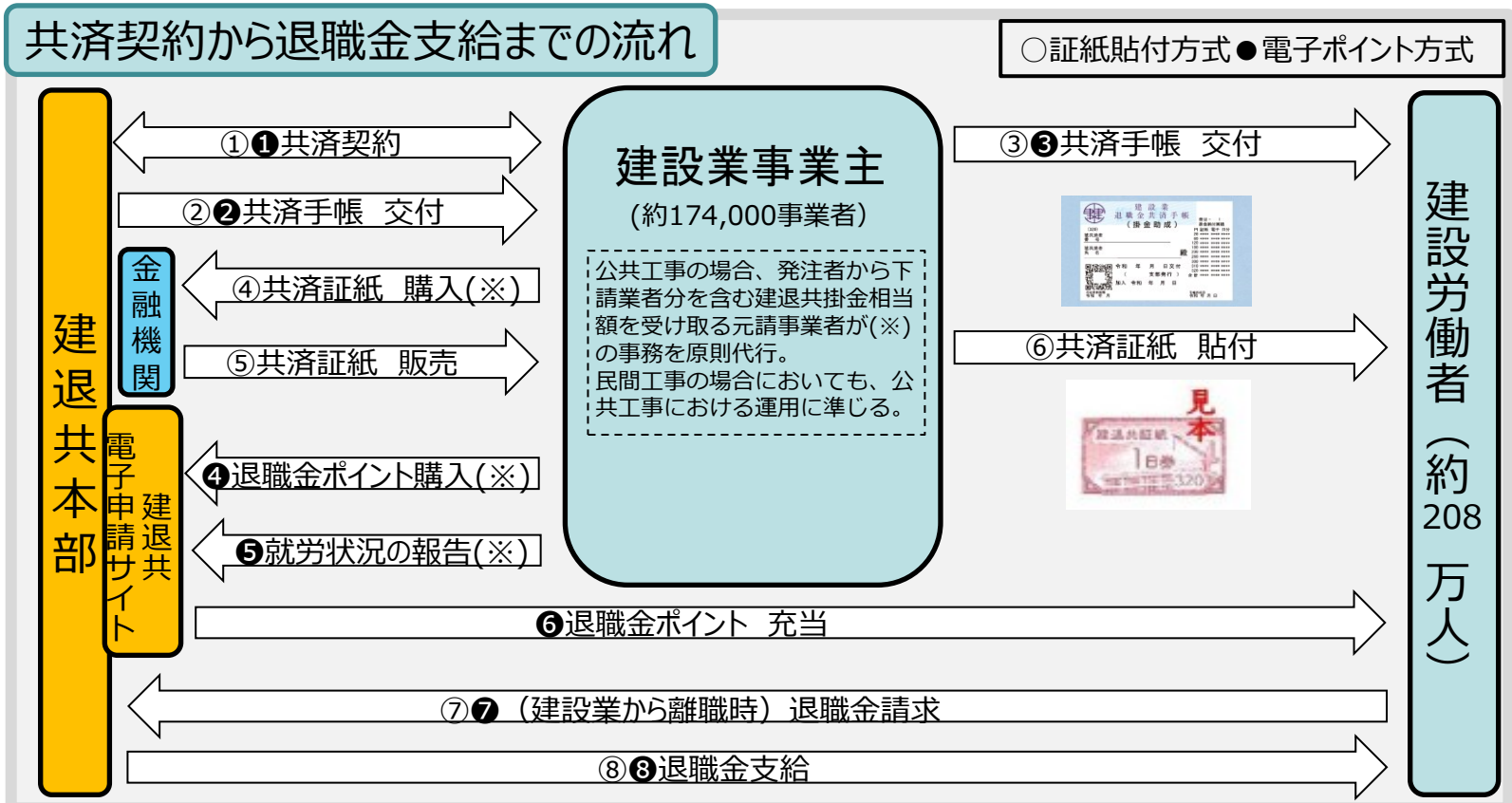

＜退職金額のイメージ＞
（証紙252日分を1年と換算して計算）

就労年数	退職金額
5年	414,087円
10年	893,559円
20年	1,933,479円
30年	3,038,919円
35年	3,641,031円
40年	4,268,007円
45年	4,913,127円

＜退職金支給状況＞

年度	平均支給額
R2	924,783円
R3	925,070円
R4	916,020円
R5	930,141円
R6	955,128円
R7	964,559円

省令等における建退共掛金の位置づけ

国土交通省

■建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

第三章　建設工事の請負契約
（建設工事の見積り等）
　第二十条
　　建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該**建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの**（以下この条において「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下この条において「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。

■建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抄）

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）
　第十三条の十二　法第二十条第一項の国土交通省令で定める経費は次のとおりとする。
　　一　法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
　　二　安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に案する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
　　三　**建設業退職金共済契約**（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）**に係る掛金**

■建設業法令遵守ガイドライン（第12版）－ 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 －

14.　関係法令
14－2 社会保険・労働保険等について
（略）
　加えて、上記の法定福利費と同様に、中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度の加入事業者が、公共工事、民間工事の別を問わず、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、納付しなければならない**建退共掛金についても、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費**であり、建設業法第19条の3第1項及び第2項に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、適正に確保することが必要であり、**元請負人が下請負人に対して、本来充当すべき掛金納付の辞退を求めることがないようにしなければならない**。

公共工事の工事費積算における建退共掛金の位置づけ

国土交通省

■土木工事工事費積算要領及び基準（令和8年2月27日 国官技第454号）

第1　目的
　この要領及び基準は、国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費（以下「請負工事費」という。）の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。
　（略）
第3　請負工事費の費目
　請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。
　（略）
2 間接工事費
（2）現場管理費
ク　建設業退職金共済契約に係る掛金
**　建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額**

■公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について（令和8年4月8日 国不入企第1号）

3. 適正な価格による契約等について
（1）予定価格の適正な設定について
　公共工事を実施する者が適切な利潤を確保し、工事の品質確保や従事する者の処遇改善に努めるためには、予定価格が実勢を踏まえ適正に設定される必要がある。このため、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び材料等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土や建設廃棄物等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、安全衛生経費、**建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適切な積算を行うこと。**

W1-4:若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

国土交通省

＜現行制度の概要＞

W1:建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

・W_{1-1}からW_{1-10}までの各項目の評点を合算して求める。

W_{1-1}～W_{1-3}

項目	評点
建設業退職金共済制度への加入(W_{14})	15
退職一時金制度又は企業年金制度の導入(W_{15})	15
法定外労働災害補償制度への加入(W_{16})	15

W_{1-4} 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況

・技術職員のうち、審査基準日において満35歳未満の技術職員の割合を計算し、表に当てはめて評点を求める。

若年技術職員の継続的な育成及び確保	評点
15%以上	1
15%未満	0

W_{1-4} 新規若年技術職員の育成及び確保の状況

・技術職員のうち、審査基準日において満35歳未満で、審査対象年内に新たに技術職員となった者の割合を計算し、表に当てはめて評点を求める。

新規若年技術職員の育成及び確保	評点
1%以上	1
1%未満	0

W1-4:若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

国土交通省

＜導入時の考え方等＞

品確法改正を踏まえた経営事項審査見直しについて

国土交通省

【背景】公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の一部改正法が平成26年6月4日に公布・施行

品確法第13条（中長期的な技術的能力の確保に関する審査等） 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者も含む。）について、	経営事項審査における現在の評価状況	経営事項審査における今回の見直し事項
・若年の技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況	雇用する技術職員（※）の資格の種類や人数に応じて技術力（Z点）で評価しているが、若年であるかどうかは問わない。	若年の技術職員の育成及び確保の状況を評価。
・建設機械の保有の状況	ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザーの3機種の保有状況をその他の審査項目（W点）にて評価。	評価対象とする建設機械の範囲を拡大。
・災害時における工事の実施体制の確保の状況	その他の審査項目（W点）において国・地方公共団体等との防災協定の締結状況を評価。	現在の評価を継続。
等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。		

（※）技術職員：「技術力（Z点）」での評価対象となる主任技術者や監理技術者の資格要件充足者及び登録基幹技能者の総称。

【中央建設業審議会総会（平成26年9月10日）資料を一部加工】

W1-4:若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

国土交通省

＜導入時の考え方等＞

若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価

国土交通省

評価対象とする建設業者

○ 若手の技術職員の育成・確保に継続的に取り組んできた建設業者
○ 審査対象年度において若手の技術職員を育成し、確保した建設業者

具体的評価方法

経営事項審査の「その他（社会性等）の審査項目」（W）において

継続的な取組を評価
技術職員名簿に記載されている35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合

審査対象年度における取組を評価
新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合

＜評価対象を35歳未満とする理由＞

・年齢別人数構成を鑑み、35歳未満の技術職員が相対的に少ない（下表）
・学歴、資格を問わず、入職から10年経過すれば技術職員となることが可能である

	～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～
技術職員に関する実態調査（※）結果	5.59%	8.15%	15.28%	18.04%	12.21%	27.63%		13.09%

（※）任意の大臣許可業者104社について、経営事項審査申請書類に基づき技術職員の年齢分布を調査。（技術職員計5653名）

2

【中央建設業審議会総会（平成26年9月10日）資料を一部加工】

W1-4:若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

国土交通省

＜導入時の考え方等＞

今般、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を目的として**「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正法（以下「改正品確法」という。）が公布・施行**された。基本理念の中に、「公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない」（改正品確法第3条第3項）と明記されるとともに、**発注者の責務**として、「発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者も含む。以下同じ。）について、

① 若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、
② 建設機械の保有の状況、
③ 災害時における工事の実施体制の確保の状況

等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない」旨規定された（改正品確法第13条）。これを踏まえ、発注者共通の評価として活用されている経営事項審査の項目及び基準について、所要の改正を行うこととする。

（略）

現行制度においては、主任技術者や監理技術者の資格要件充足者及び登録基幹技能者（総称して「技術職員」という。）の数を「技術力（Z点）」において加点評価しているが、今般追加する若年の技術者、技能労働者（以下「若年者」という。）の育成及び確保の状況の評価については、**評価時点における企業の技術力の評価としては馴染まない。そのため、W点において新たに評価**することとする。

この際、若年者の評価についても、**将来にわたる公共工事の品質確保にかかる技術力を担保**するため、Z点の評価対象と同様に**「技術職員」を評価対象**とする。

また、「若年」については、
・年齢別人数構成を鑑み、35歳未満の技術職員が相対的に少ない
・学歴、資格を問わず、入職から10年経過すれば技術職員となることが可能である
ことから、「35歳未満」を若年として評価対象とする。

本項目については、**将来にわたる公共工事の品質確保に向けて、全ての建設業者に共通の評価軸として企業の取組や姿勢を評価するという趣旨で追加**する。このため、「育成及び確保の状況」において、若年の技術職員の**「数」ではなく一定基準以上の「割合」を確保していることを評価することが適当**である。一方で、当該評価基準にかかわらず、**審査対象年度内に若年の技術職員を育成及び確保した取組についても、新規に技術職員になった者の割合に応じて評価**することとする。

【中央建設業審議会総会（平成26年9月10日）資料を一部加工】

W1-4:若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

国土交通省

＜導入時の考え方等＞

【北村建設業課長（当時）説明】

現在も建設業者の方の技術力というのは、どのような人がいるかが重要になってまいりますので、この技術職員の方がいるかどうかと、何人いるかということは、現在既に技術力で審査の対象となってございます。しかしながら、**現在であれば20代の技術者であっても、50歳代の方であっても、ここに全く差がないので、今回はこの品確法の改正を受けまして、若者の技術職員について、何らかの前向きな評価をしたい**と考えてございます。

（略）

では、若手職員をどのようにしたら評価するのかということで、2つの点を考えてございます。1つはこれまで継続的にこの若手を育成・確保してきた企業の方ということでございます。真ん中でございますけれども、具体的にはこの技術職員名簿がございますけれども、こちらの技術者名簿全体の15%以上がこの35歳未満の技術者で確保しているといった企業を評価したらどうか、というのが1点目でございます。

もう一つは、仮に**これまでの取り組みは、なかなか苦しくてできなかったとしても、今後頑張るということで**、下のほうでございますけれども、現在の技術職員名簿に載っている方の1%以上新たに技術職員が増えた場合。これは、今後の取り組みになりますけれども、**今後の取り組みについても評価をしたらどうか**ということで、2つの評価軸によってこちらの評価をしたいと考えてございます。

【中央建設業審議会総会（平成26年9月10日）議事録より】

W1-4:若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

国土交通省

＜加点状況について＞

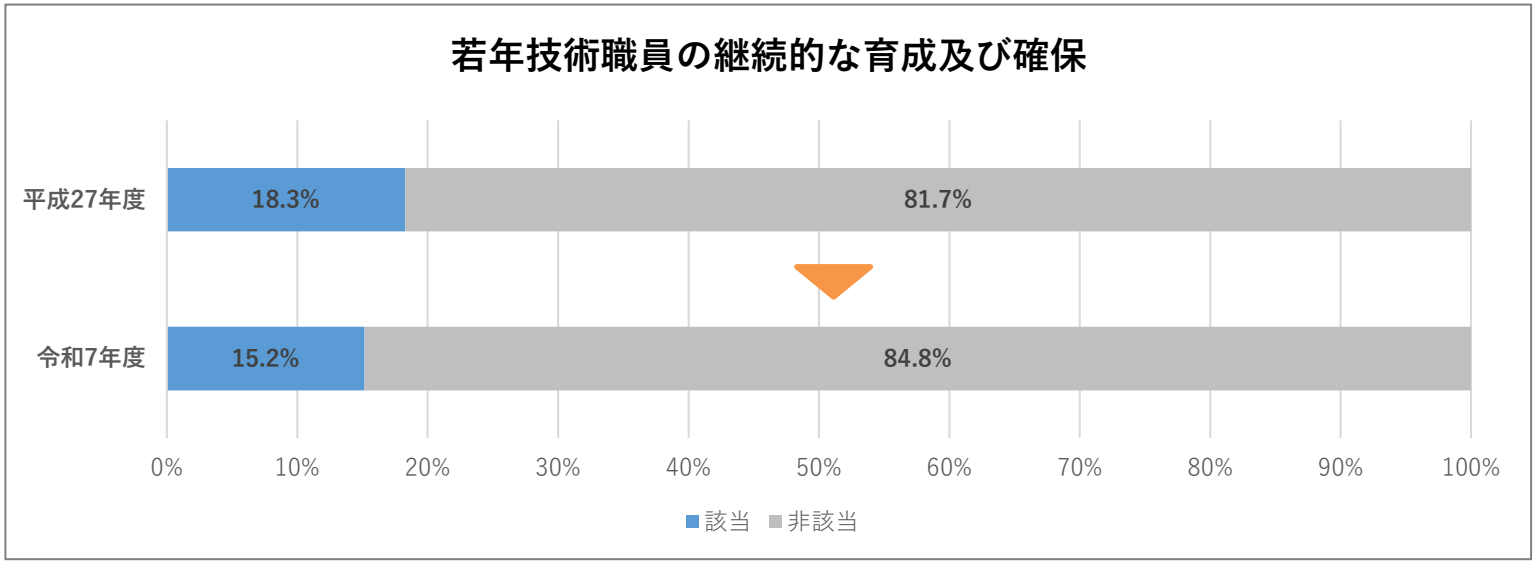

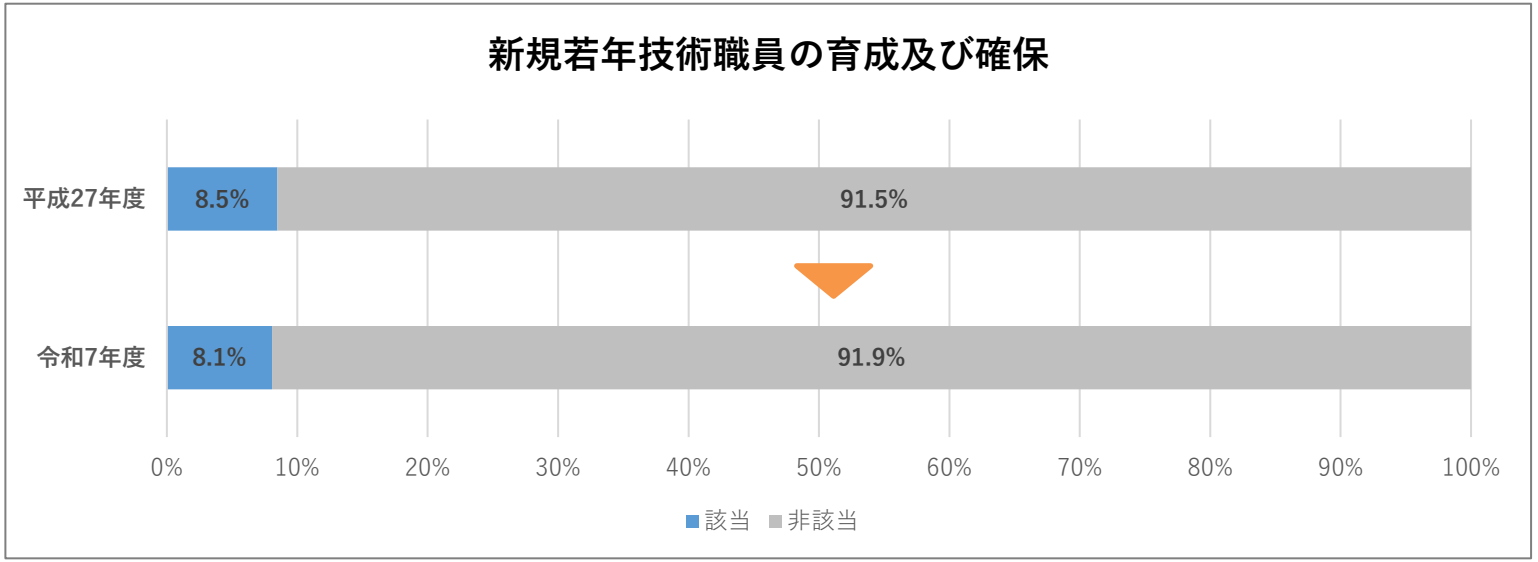

W1-5：知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

国土交通省

＜現行制度の概要＞

W1-5 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

・以下の算式によって算出された数値を表に当てはめて評点を求める。

$$C = \left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数}+\text{技能者数}} \times A\left[\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}\right]\right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数}+\text{技能者数}} \times B\left[\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数}-\text{控除対象者数}}\right]\right)$$

A	換算値
30	10
27以上30未満	9
24以上27未満	8
21以上24未満	7
18以上21未満	6
15以上18未満	5
12以上15未満	4
9以上12未満	3
6以上9未満	2
3以上6未満	1
3未満	0

B	換算値
15%以上	10
13.5%以上15%未満	9
12%以上13.5%未満	8
10.5%以上12%未満	7
9%以上10.5%未満	6
7.5%以上9%未満	5
6%以上7.5%未満	4
4.5%以上6%未満	3
3%以上4.5%未満	2
1.5%以上3%未満	1
1.5%未満、分母が0	0

C	評点
10	10
9以上10未満	9
8以上9未満	8
7以上8未満	7
6以上7未満	6
5以上6未満	5
4以上5未満	4
3以上4未満	3
2以上3未満	2
1以上2未満	1
1未満	0

※ 技術者数：監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計

※ 技能者数：審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者で、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（施工管理（監理技術者等として管理に係る業務）のみに従事する者）は除く）の数

※ CPD単位取得数：技術者が審査基準日以前一年間に取得したCPD単位の合計数

※ 控除対象者数：審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数

※ 技能レベル向上者数：能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者の数
なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。

W1-5：知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

国土交通省

＜導入時の考え方等＞

改正の背景・目的

○ 改正建設業法において、**建設工事に従事する者**は、建設工事を適正に実施するために必要な**知識及び技術又は技能の向上**に努めなければならないこととされた。

○ **継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を新たに評価。**

改正の概要

○ 経営規模等のその他の審査項目（社会性等）区分（W）による審査項目を以下の通り見直す。

新たにW_{10}として**「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の項目を追加**し、継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を抱える企業を評価する。

➡ 建設工事に従事する者の継続教育意欲を促進させ、もって施工能力の向上を図る

【その他審査項目　改正案】

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
その他審査項目（社会性等）	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 **⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況**	**最高点 1,966点** ／ 最低点 ▲1,995点	0.15

※赤字箇所が新規追加項目

11

【中央建設業審議会総会（令和元年9月13日）資料を一部加工】

W1-5：知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

国土交通省

＜導入時の考え方等＞

＜具体的評価方法＞
個々の企業における技術者と技能者の割合はさまざまであるため、全体の点数（10点を想定）とした上で、技術者と技能者の比率に応じてそれぞれの取組状況を評価したもの（技術者点及び技能者点）を合算して算定する。
（※小数点未満は切上）

$$W_{10} = \left(\frac{\text{技術者}}{\text{技術者＋技能者}}\right) \times \text{技術者点} + \left(\frac{\text{技能者}}{\text{技術者＋技能者}}\right) \times \text{技能者点}$$

技術者点（10点満点）

＜背景＞
○ i-Construction などの施工のICT化が進展し、新たな技術の活用がより一層重要となる中、技術者は常に最新の技術を習得するため、継続的な技術研鑽が必要。
○ しかし、監理技術者資格者証の取得に5年毎の講習受講が必要とされているものの、施工管理技士が永久資格となっているなど、技術研鑽は個人の自主性に委ねられている。

⇩

＜評価する内容＞
学会・業団体等において認定されているCPDプログラムにおいて、当該建設業者に属する技術者1人当たりが1年間に取得したCPDの単位

※技術者の継続教育（Continuing Professional Development）

技能者点（10点満点）

＜背景＞
○個々の技能者がその技能を磨き、それにふさわしい処遇を受けることが、施工能力の向上のみならず担い手の確保にもつながる。
○本年4月から本格導入されている建設キャリアアップシステム(CCUS)に蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準に基づき、4段階のレベルで技能者の技能が客観的に評価されるようになった。

⇩

＜評価する内容＞
基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況

【中央建設業審議会総会（令和元年年9月13日）資料より】

W1-5：知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

国土交通省

＜加点状況について＞

■技術者点（CPD単位取得）

（令和3年度）

有	無
7.5%	**92.5%**

（令和7年度）

有	無
11.1%	**88.9%**

■技能者点（技能レベル向上）

（令和3年度）

有	無
0.7%	**99.3%**

（令和7年度）

有	無
2.3%	**97.7%**

W1-5：知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

国土交通省

＜現行制度の概要＞

W1-5におけるCPD単位取得数

○ CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とする。

○ 各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。

各技術者のCPD単位

（審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数）÷（告示別表第21の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値）×30

※上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これ切り捨てる。

※また、各技術者のCPD単位の上限は30とする。

告示別表第21

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

能力評価制度の概要

国土交通省

○ 建設キャリアアップシステムに登録される**技能者の資格と経験**をもとに、能力評価を実施。

○ 能力評価実施団体が策定した能力評価基準（国土交通大臣が認定した51分野）に基づき、
それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を蓄積

＜現場での能力・経験の蓄積＞



技能者情報のイメージ

	ID	123456789012
	氏名	建設 太郎
	生年月日	S55 1980/07/28
保有資格		
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20
技能講習	玉掛け	2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09
社会保険加入状況		退職金共済
健保 ○	協会健保	建退共 ○
年金 ○	厚生年金	
雇用 ○		

◎ 経験　（就業日数）
◎ 知識・技能　（保有資格）
◎ マネジメント能力
（登録基幹技能者講習・職長経験）



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



初級技能者（見習い）	中堅技能者（一人前の技能者）	職長として現場に従事できる技能者	高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

技術者の継続教育（CPD）について

国土交通省

○ 技術者の継続教育（Continuing Professional Development：CPD）とは、技術者一人ひとりが自らの意志に基づき、自らの力量（Competencies）の維持向上を図るために行うもの※

○多くの学会・業団体等において、技術者の能力の維持・向上を支援するため、継続教育（CPD）の認定等が実施されている

※出所：土木学会HP（http://committees.jsce.or.jp/opcet/）

建設系CPD協議会の加盟団体
（公社）土木学会、（一社）建設コンサルタンツ協会、（公社）日本技術士会、（一社）全国土木施工管理技士会連合会　ほか15団体

建築 CPD 運営会議の加盟団体
（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築学会、（公財）建築技術教育普及センターほか6団体

建築設備士関係団体CPD協議会の加盟団体
（一社）建築設備技術者協会、（公財）建築技術教育普及センター　ほか3団体

※R1.8現在

【例】全国土木施工管理技士会連合会で
CPDの対象となる学習プログラムの形態

① 講習会、研修、技術委員会・現場見学会、社内研修、監理技術者講習　等
② 監理技術者講習・施工監理講習会後の試験、土木検定（技術）
③ 技術論文、図書執筆・社内論文、公開技法等
④ 特許出願・実用新案出願
⑤ 表彰の受賞（全国技士会長等
⑥ 全国技士会Web CPDS、インターネット学習

CPD記録の審査方式の例（入口審査方式）

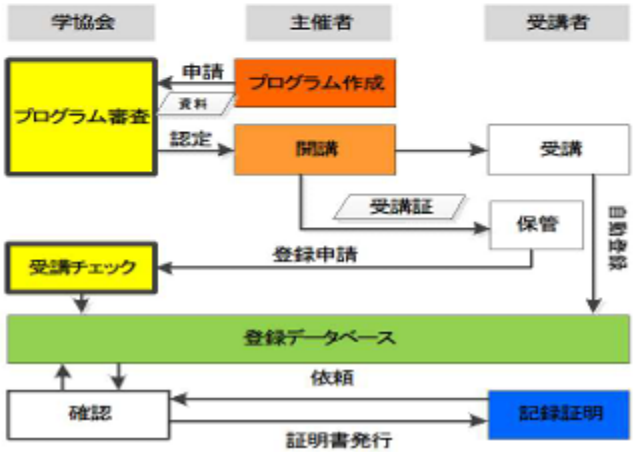

CPD単位の取得状況

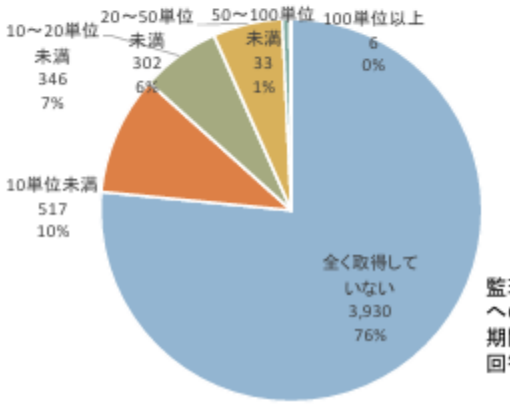

監理技術者講習受講者へのアンケート結果
期間：H28.10～11月
回答数：5,511人

13

【中央建設業審議会総会（令和元年9月13日）資料より】

新たに考慮すべき今日的な課題について

参考

「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第２期）」
第7回（R8.7）資料１より

〔新たに考慮すべき今日的な課題(現在、将来の課題)〕

○ 人口減少等により、**施工管理上重要な役割を担う地方企業、専門工事業等を中心に技術者の担い手不足**が進行していく中でも、適正な施工を確保できる仕組みが必要ではないか。

○ 施工管理の前提となる**人材の働き方が多様化・流動化する社会**、またデジタル技術等の進展により作業が大きく省力化される社会において、施工管理に必要不可欠な資源である人材を国内外や他分野から惹きつけ、活躍できる仕組みが必要ではないか。

○ 人材の流動化や働き方の変容、コミットメントの変化等に備え、**適正な施工の確保を支えてきた技術者個人の「経験」や「心意気」などを代替する仕組み**が必要ではないか。

○ 設計修正や災害対応、現場代理人兼務など**技術者が関与している多様で高度な役割**や、公共工事発注者の技術人材不足等よる**技術者への依存の増大**等を踏まえ、技術者の高度な職務・役割に対する社会の認知・評価を向上させる仕組みが必要ではないか。

○ i-con2.0等高度な施工技術を用いる現場の増加、**ICT・AI技術等**による効率的な施工管理の普及、施工量と高い難易度の双方を求められる**大規模修繕・更新や防災対応**など今後の施工管理、技術者へのニーズに柔軟に対応できる仕組みが必要ではないか。

○ 次世代を担う若年層を確保していくため、**将来の夢、人生のデザイン、キャリアプラン**を具体的に描ける職業、業界への転換を促す仕組みが必要ではないか。

〔今後の議論の着眼点〕

- 専任制度
- 資格者証と講習
- 職務、名称の定義
  （社会的地位の確立）
- 技術者要件
- 受検環境
- 施工管理力(能力・実績)の評価
  （キャリアプランの具体化）
- 技術研鑽
- 制度、手続きの簡素化

これからの時代も「良い仕事」を続け、社会(国民・消費者)から信頼され続けるために、
人材を大事にし、未来につながる技術者制度へ転換していく

W1-6:ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

国土交通省

＜現行制度の概要＞

W1-6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

・「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について審査基準日における各認定の取得状況を表に当てはめて評点を求める。

認定の区分		評点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

W1-6:ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

＜導入時の考え方等＞

○現行の経営事項審査の評価項目には、WLBに関する項目は存在しないが、建設業界においても、働き方改革を推進することにより、女性を含めて、将来にわたって担い手の確保を図る必要がある。

○また、働き方改革は、業界全体のイメージアップのためにも、業界全体として取り組むことが重要であり、そのような取組が促進されるよう、WLBの実現に関する取組を加点評価してはどうか。

○なお、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」(R3.6すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)においても、公共調達において、女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を更に推進することとされている。

○WLBに関する認定制度としては、
- ・次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する「くるみん認定」
- ・女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する「えるぼし認定」
- ・若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定」

などが存在しており、これらを経営事項審査の評価対象としてはどうか。



【中央建設業審議会総会(令和4年3月14日)資料より】

W1-6:ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

国土交通省

＜加点状況について＞

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況（えるぼし）

	1段階	2段階	3段階	プラチナ	認定なし
令和5年度	0.01%	0.09%	0.09%	0.01%	99.80%
令和7年度	0.01%	0.15%	0.17%	0.00%	99.68%

■次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況（くるみん）

	くるみん	トライ	プラチナ	認定なし
令和5年度	0.24%	0.01%	0.04%	99.71%
令和7年度	0.39%	0.00%	0.05%	99.55%

■青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況（ユースエール）

	認定有	認定なし
令和5年度	0.16%	99.84%
令和7年度	0.38%	99.62%

W1-6:ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

＜導入時の考え方等＞

■ 内閣府は「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）において、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」の配点を、以下の表の通り例示しており、経営事項審査においてもこれを踏まえ、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとしたい。

認定の区分		内閣府の示した配点割合	経審上の評点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5	5
	えるぼし（３段階目）	4	4
	えるぼし（２段階目）	3	3
	えるぼし（１段階目）	2	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	4	4
	くるみん	3	3
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）		4	4

■ また、内閣府の示した要領においては、複数の認定を取得している場合は、最も評点の高い区分により加点するものとされており、経営事項審査においても最も評点の高い認定での加点としたい。

【中央建設業審議会総会（令和4年3月14日）資料より】

W1-6:ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

＜導入時の考え方等＞

（参考）WLBに関する取組の評価対象とする各認定の主な認定基準

中央建設業審議会総会資料
（令和４年３月14日開催）

認定の区分		主な認定基準
女性活躍推進法に基づく認定等	プラチナえるぼし	・男女別の採用における競争倍率が同程度であること ・（女性労働者の平均継続勤務年数）÷（男性労働者の平均継続勤務年数）≧0.8 ・直近の事業年度の各月において労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数平均が、45時間以内 ・管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（建設業の場合１４．２％以上）の1.5倍以上 ・女性の非正社員から正社員への転換や、女性労働者のキャリステップに資する雇用管理区分間の転換の実績
	えるぼし（３段階目）	・男女別の採用における競争倍率が同程度であること ・（女性労働者の平均継続勤務年数）÷（男性労働者の平均継続勤務年数）≧0.7 ・直近の事業年度の各月において労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数平均が、45時間以内 ・管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上（建設業の場合１４．２％以上） ・女性の非正社員から正社員への転換や、女性労働者のキャリステップに資する雇用管理区分間の転換の実績
	えるぼし（２段階目）	・えるぼし（３段階目）の認定基準のうち３以上を満たす ・満たさない項目については改善のための取組の実施状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること
	えるぼし（１段階目）	・えるぼし（３段階目）の認定基準のうち１以上を満たす ・満たさない項目については改善のための取組の実施状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	・配偶者が出産した男性労働者のうち、育児休業等を取得した者の割合が13%以上 ・出産のあった女性労働者のうち育児休業取得した者の割合が75%以上 ・３歳から小学校就学前までの子どもを育てる労働者について、フレックスタイム制度や時差出勤の制度等を講じている ・各月において労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、45時間以内 ・月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいない ・子を出産した女性労働者のうち、この１歳誕生日まで継続して在職（育休利用中の者を含む）している者の割合が90%以上
	くるみん	・配偶者が出産した男性労働者のうち、育児休業等を取得した者の割合が７％以上 ・出産のあった女性労働者のうち育児休業取得した者の割合が75%以上 ・３歳から小学校就学前までの子どもを育てる労働者について、フレックスタイム制度や時差出勤の制度等を講じている ・各月において労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、45時間以内 ・月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいない
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）		・学卒求人等、若者対象の正社員の求人申し込み又は募集を行っている ・直近３事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下 ・一人当たりの平均した一月当たりの所定外労働時間が二十時間以下であり、かつ、その雇用する労働者であって平均した一月当たりの時間外労働時間が六十時間以上であるものがいない ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70％以上又は年間取得日数が平均10日以上

建設産業における働き方の現状

国土交通省

産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者

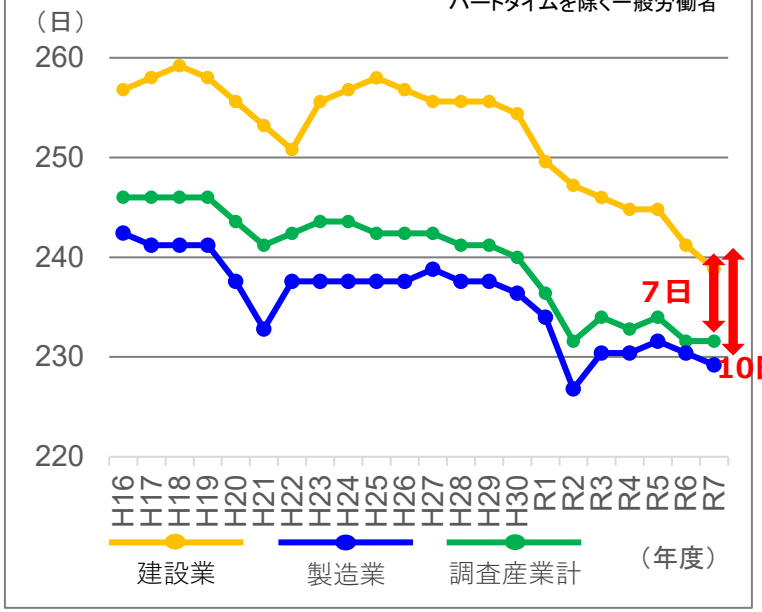

産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者

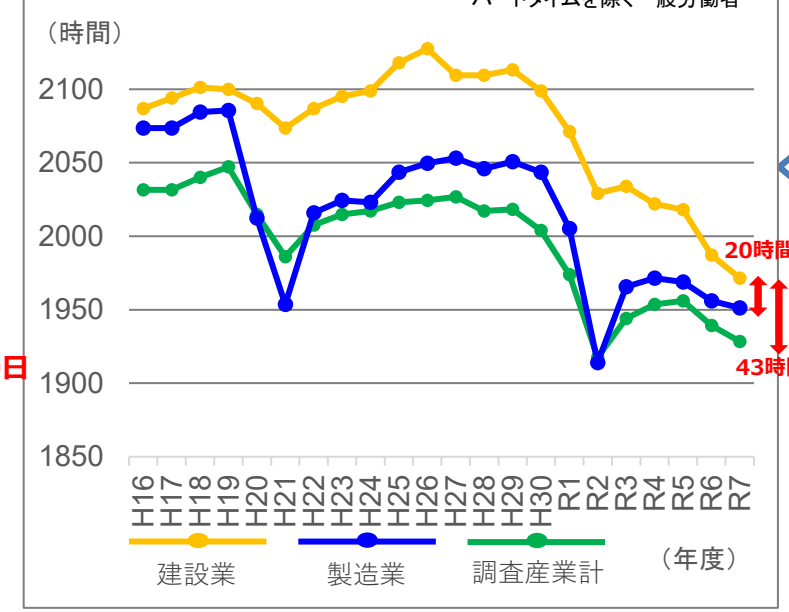

建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて7日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて43時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

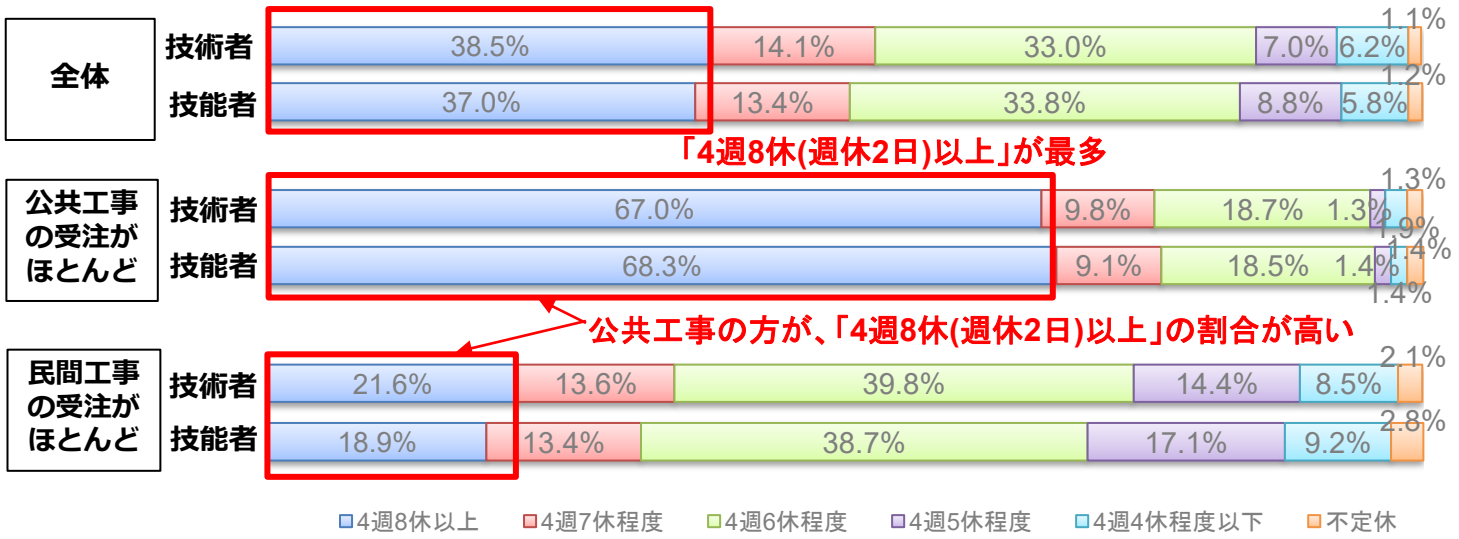

技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保が進んでいる。

出典：国土交通省「令和7年度　適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

建設業における女性就業者の現状

国土交通省

○ 近年、建設業における女性就業者数は増加傾向。また、管理職に占める女性の割合も増加している
○ 一方、女性就業者の定着については課題がある状況であり、定着支援体制の充実を含め、更なる対策が必要

建設業における職業別就業者数の推移（女性）

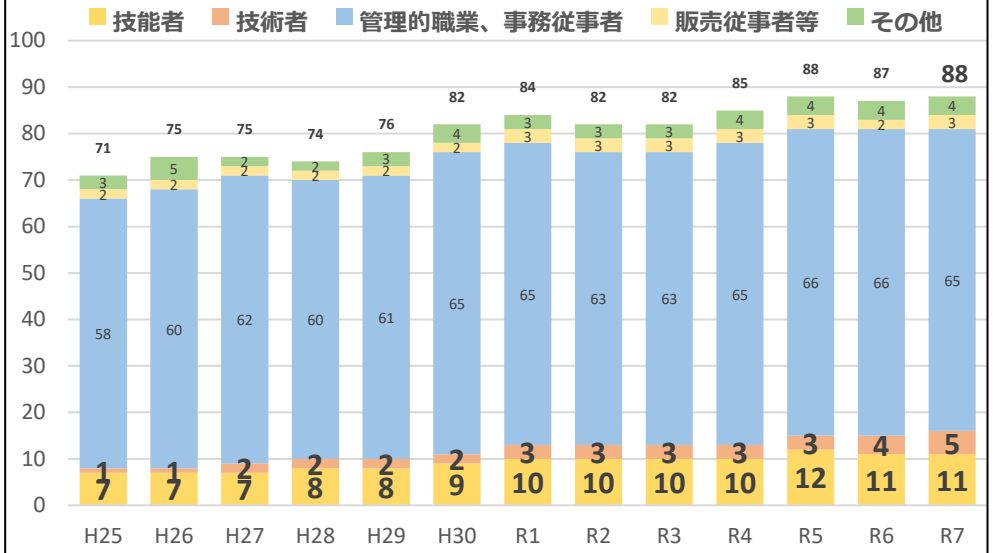

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出

建設業における入職者に対する離職者の割合

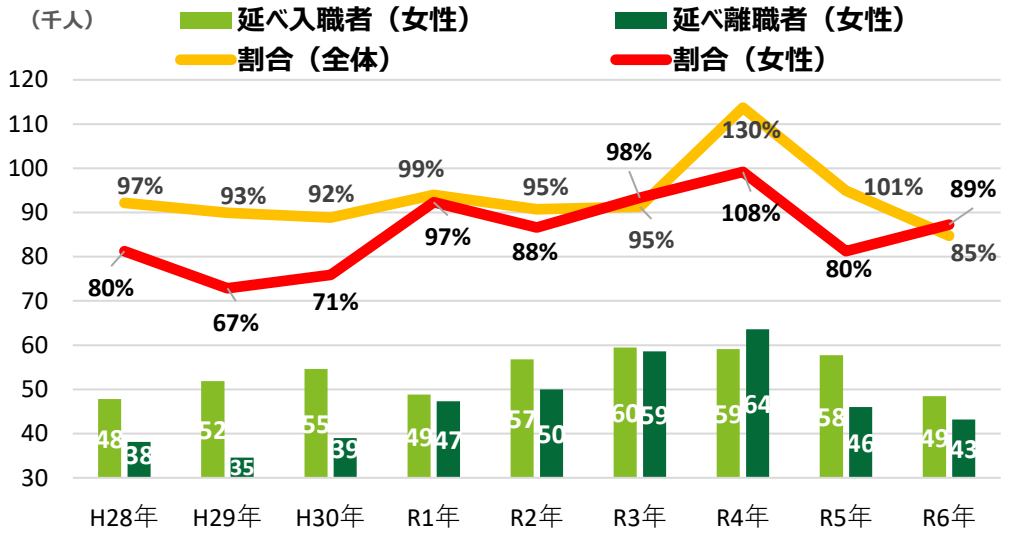

出典:厚生労働省「雇用動向調査」を基に国土交通省で算出

建設業の管理職に占める女性の割合

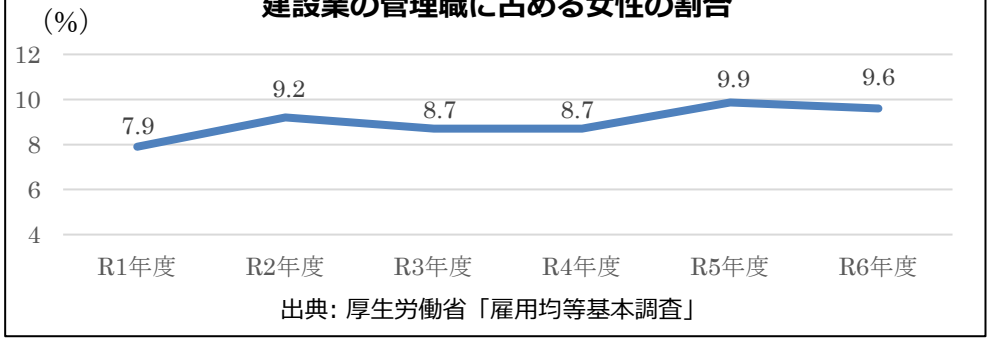

出典: 厚生労働省「雇用均等基本調査」

建設産業女性定着支援ネットワークへの加入状況
団体登録のある都道府県の数　38都府県（R７.12時点）

（全国活動１８団体/都道府県活動44団体）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知
18		1	1	1	1		1	1			1		2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
1	1	1	2	1		1	1	1	1	1	1	2			1	2	1	1	1	1		1	2

W1-7：建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

＜現行制度の概要＞

W1-7 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

・審査対象年度に発注者から直接請け負った建設工事のうち、①日本国内以外の工事、②建設業法施行令で定める軽微な工事、③災害応急工事を除くものにおける必要な措置の実施状況を表に当てはめて評点を求める。

措置の実施状況	評点
民間工事を含む全ての建設工事で実施	15
全ての公共工事で実施	10

必要な措置とは、①CCUS上での**現場・契約情報の登録**、②建設工事に従事する者が**直接入力によらない方法**※で**CCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備**、③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる**誓約書の提出**、のすべてを実施している場合をいう。

※ 直接入力によらない方法：就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

W1-8 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無

※W1-8「「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無」は、令和7年12月改正（令和8年7月施行）により追加された項目であることから、今回の検証からは除いている

・審査基準日において、国土交通省が実施する**自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており**、自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている旨の**誓約書を提出**している場合に、加点

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	評点
有	5
無	0

W1-7：建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

＜導入時の考え方等＞

○建設工事の担い手の育成・確保の重要性は、元請下請を問わず、建設業界における共通認識。

○現行経審では、自社で雇用する技術者及び技能者の育成・確保の状況は評価しているが、下請負人に雇用される者の処遇改善に係る取組に、特段の加点措置はない。

（略）

○CCUSは、下請負人に雇用される者も含め、広く技能労働者の処遇改善のための取組であり、その取組状況を経営事項審査において適切に評価すべきではないか。

【中央建設業審議会総会（令和4年3月14日）資料より】

W1-7：建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

＜導入時の考え方等＞

- 技能労働者がCCUSに就業実績を蓄積するためには、**元請事業者がCCUSの事業者登録を行った上で、建設現場毎に現場登録を実施し、カードリーダーの設置等就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備**することが必要。

- また、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」において、**令和5年度より「あらゆる工事におけるCCUS完全実施」を目指す**こととされている。

- 他方で、元請事業者は下請企業が雇用する技能者のキャリアアップカードの取得手続きに直接的に関与する立場にはなく、**1年間に施工した全ての現場における全技能者のカード保有率等を加点要件とすることは、元請事業者に過度の負担を強いることとなる懸念**がある。

- 元請事業者がカードリーダーの設置等就業履歴蓄積のための措置を講じていることを評価するべきであるため、**経営事項審査における加点要件は、「全ての元請工事において、当該工事に従事する者が就業履歴を蓄積するために必要な措置（カードリーダーの設置等）を講じている」こととしたい**。

要件	評点
直近事業年度に施工した全ての建設工事（元請工事に限る。）において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じていること	15
直近事業年度に施工した全ての公共工事（元請工事に限る）において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じていること	10

※経営事項審査は、公共工事を直接受注しようとする建設企業の評価制度であることから、「全ての民間工事において就業履歴蓄積のための措置を講じている（＝公共工事ではカードリーダーの設置等を行っていない現場がある）」は加点要件としない。

- なお、運用上は、上表の要件に該当する旨の誓約書の提出と抽出調査等による確認をもって加点することとしたい。
（虚偽の申請により得た評点を公共発注者に提出し、当該結果が資格審査に用いられたことが明らかになった場合、建設業法第28条に基づく営業停止処分等に該当するおそれ）

【中央建設業審議会総会（令和4年3月14日）資料より】

W1-7：建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

＜加点状況について＞

■令和6年度

全ての工事	全ての公共工事	非該当
0.5%	0.9%	**98.7%**

■令和7年度

全ての工事	全ての公共工事	非該当
0.7%	1.2%	**98.1%**

建設キャリアアップシステムの利用状況（2026年9月末）

国土交通省

技能者の登録数

192万人が登録

※労働力調査（R7）における建設業技能者数：296万人

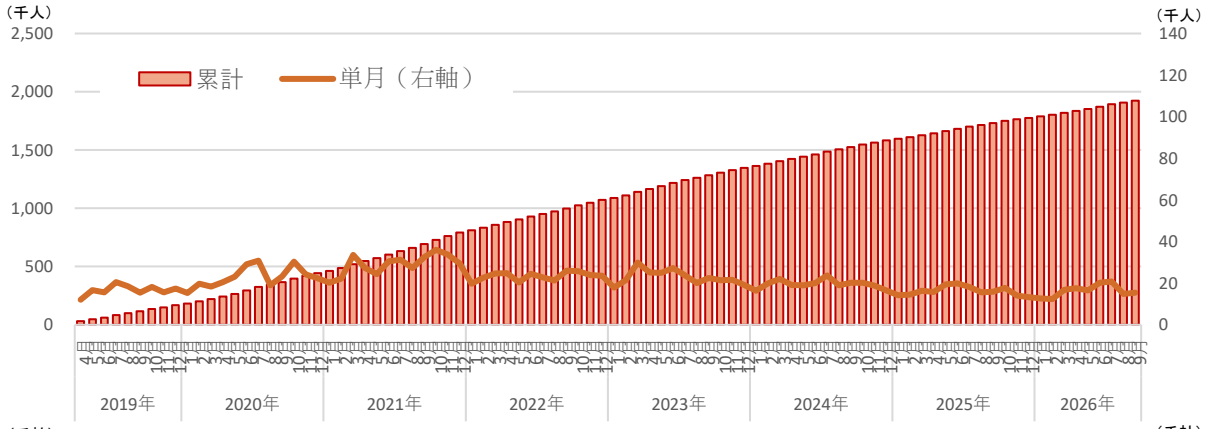

事業者の登録数

31.7万社が登録

※うち一人親方は11.0万社

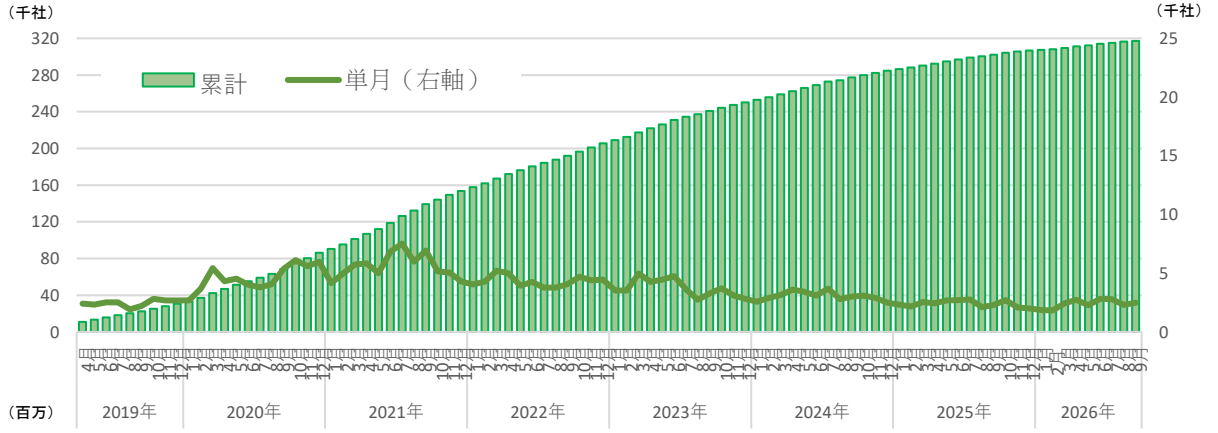

就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数　29,500万突破

※9月は614万履歴を蓄積

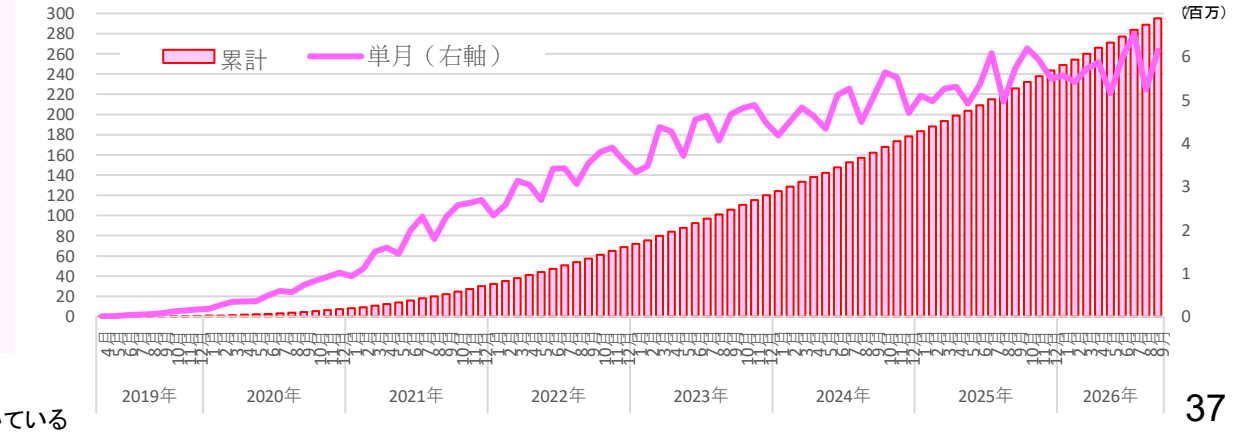

出所：建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

能力評価累計判定件数の推移

国土交通省

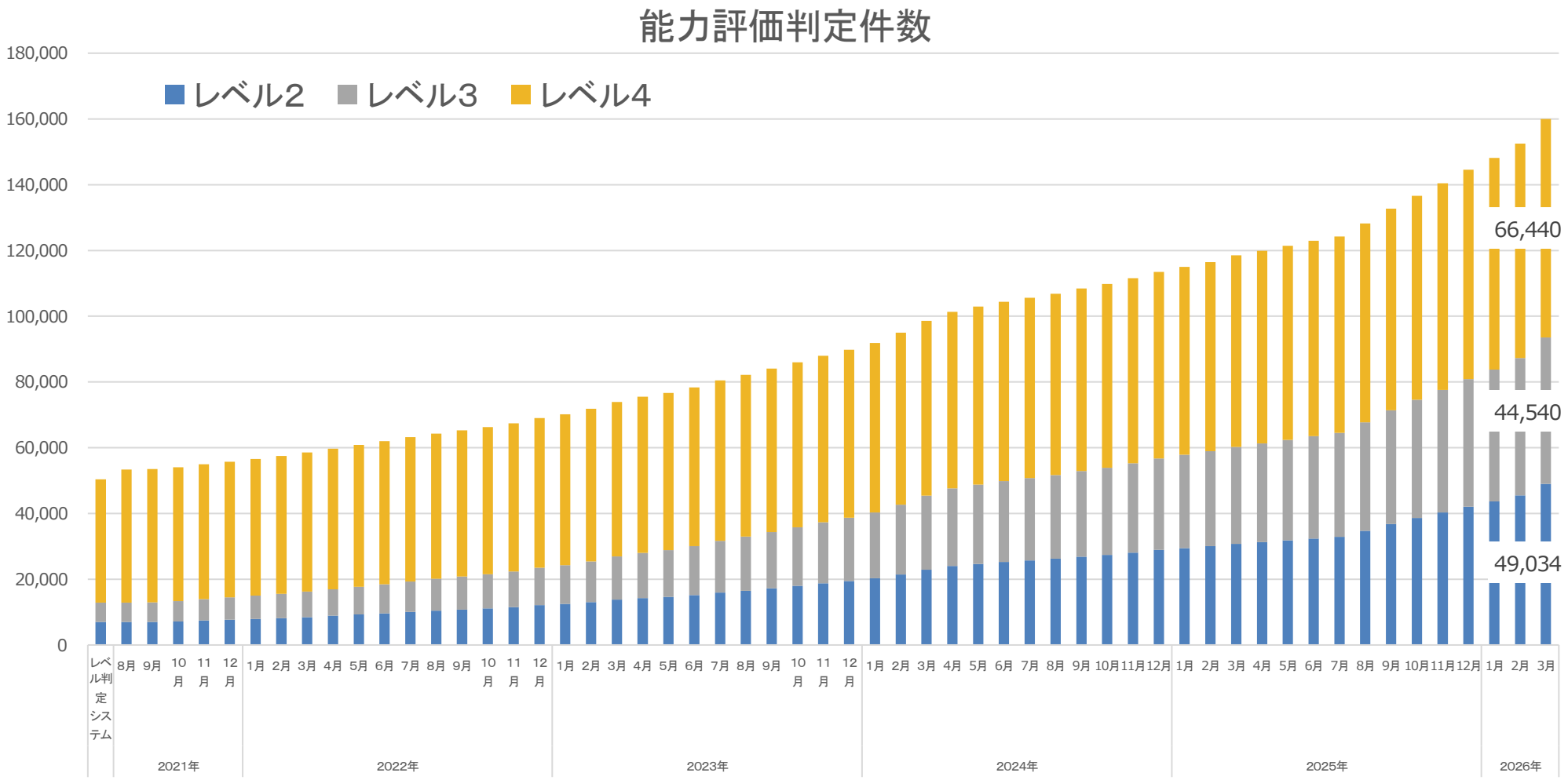

約16万人が能力評価レベルの認定を受けている。

W2：建設業の営業継続の状況

W2：建設業の営業年数

国土交通省

＜現行制度の概要＞

W2：建設業の営業継続の状況

・建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数について以下の表に当てはめて求める。

営業年数	評点	営業年数	評点	営業年数	評点	営業年数	評点
35年以上	60	27年	44	19年	28	11年	12
34年	58	26年	42	18年	26	10年	10
33年	56	25年	40	17年	24	9年	8
32年	54	24年	38	16年	22	8年	6
31年	52	23年	36	15年	20	7年	4
30年	50	22年	34	14年	18	6年	2
29年	48	21年	32	13年	16	5年以下	0
28年	46	20年	30	12年	14		

※再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合に60点の減点とする。

※再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。

W3：防災協定締結の有無

・国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点の加点とする。

防災協定締結の有無	評点
有	20
無	0

W2：建設業の営業年数

国土交通省

＜平成6年改正時＞

経営事項審査制度改善の方向（案）

（略）

2．経営事項審査方式の改善

（1）経営事項審査のねらいと審査項目の明示

（略）

②経営事項審査のねらいについては、中建審の答申などから「**技術と経営に優れた建設業者の成長を促し、また工事の質、工期等施工の信頼性を確実にするために企業の総合的能力を明らかにすることにある**」ということができる。

従って経営事項審査においては、完成工事高に代表される企業規模の“量”と経営状況、技術力や施工工事量に見合った自己資本と職員数に示される企業体質の健全性及び**営業年数等に示される企業の社会的認知度等の“質”**との両面から審査する必要がある。

【経営事項審査制度検討委員会（平成5年12月24日）資料より】

＜平成20年改正時＞

経営事項審査の改正について（案）

（略）

二　評価項目及び基準の見直し

(4) 社会的責任の果たし方によって差のつく評価（W）

企業の社会的な責任（CSR）に対する関心が高まる中、建設業においても、**社会的責任を適切に果たしている企業を高く評価することが必要**である。このため、既存の評価項目のうち、労働福祉の状況、**建設業の営業年数**、防災活動への貢献の状況については、**加点幅及び減点幅を拡大**し、社会的責任の果たし方によって差が付くような評価体系とすることとする。

【中央建設業審議会総会（平成19年9月21日）資料より】

W2：建設業の営業年数

国土交通省

＜加点状況について＞

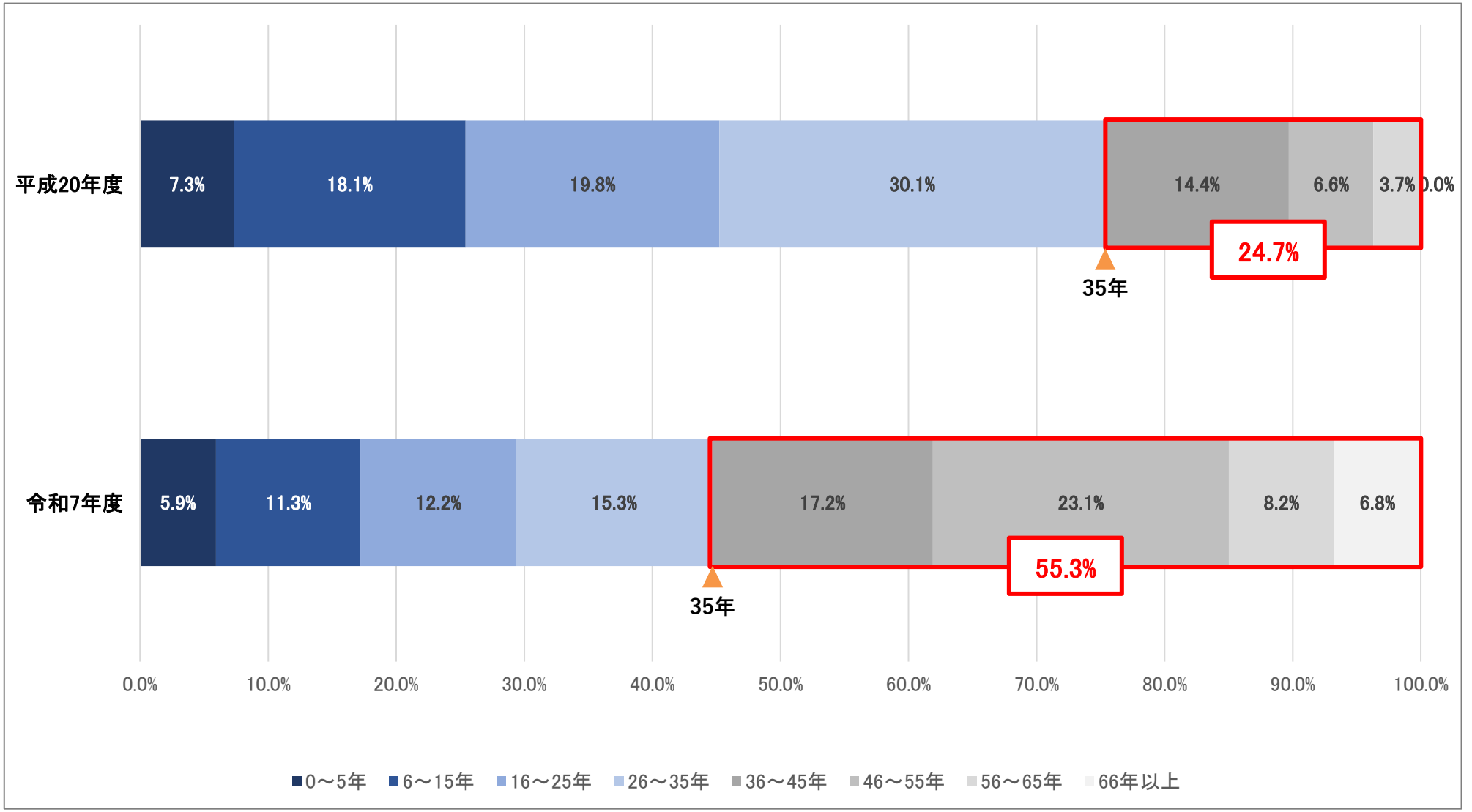

W2：民事再生法又は会社更生法の適用の有無

＜現行制度の概要＞

W2：建設業の営業継続の状況

・建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数について以下の表に当てはめて求める。

営業年数	評点	営業年数	評点	営業年数	評点	営業年数	評点
35年以上	60	27年	44	19年	28	11年	12
34年	58	26年	42	18年	26	10年	10
33年	56	25年	40	17年	24	9年	8
32年	54	24年	38	16年	22	8年	6
31年	52	23年	36	15年	20	7年	4
30年	50	22年	34	14年	18	6年	2
29年	48	21年	32	13年	16	5年以下	0
28年	46	20年	30	12年	14		

※再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合に60点の減点とする。
※再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。

W3：防災協定締結の有無

・国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点の加点とする。

防災協定締結の有無	評点
有	20
無	0

W2：民事再生法又は会社更生法の適用の有無

国土交通省

＜導入時の考え方等＞

再生企業は、**債権カット等により地域の下請企業等の経営に大きな影響を与えており、経営事項審査の評価上も、地域貢献等を評価する社会性等（W点）において一定の減点措置を講じることが適当**と考えられる。

このため、下請企業等の意思に関わらず債権カット等を行いうる法的整理を行った企業を対象に、以下の手法により減点評価を行うこととする。

なお、この取扱いについては、改正基準の施行後に再生手続を開始した建設業者から適用することとする。

［減点手法］

① 再生期間中、経審上の建設業者の信頼性等に対する評価の最大値である60点(W点の「営業年数」で評価)をW点から一律に減じて評価

② 再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート

【中央建設業審議会総会（平成22年7月26日）資料を一部加工】

W2：民事再生法又は会社更生法の適用の有無

国土交通省

＜減点企業の推移＞

（平成23年度）

有	無
0.03%	99.97%

（令和7年度）

有	無
0.01%	99.99%

W3：防災活動への貢献の状況

＜現行制度の概要＞

W2：建設業の営業継続の状況

・建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数について以下の表に当てはめて求める。

営業年数	評点	営業年数	評点	営業年数	評点	営業年数	評点
35年以上	60	27年	44	19年	28	11年	12
34年	58	26年	42	18年	26	10年	10
33年	56	25年	40	17年	24	9年	8
32年	54	24年	38	16年	22	8年	6
31年	52	23年	36	15年	20	7年	4
30年	50	22年	34	14年	18	6年	2
29年	48	21年	32	13年	16	5年以下	0
28年	46	20年	30	12年	14		

※再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合に60点の減点とする。

※再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。

W3：防災協定締結の有無

・国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点の加点とする。

防災協定締結の有無	評点
有	20
無	0

W3：防災活動への貢献の状況

＜導入時の考え方等＞

国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者は、**災害時の24時間待機など自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている**。

こうした防災活動については、公共工事の発注にあたり、建設業者として高い評価を与えられるべきであることから、国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者に対し、W項目（その他社会性等）で加点評価をすることとする。

【中央建設業審議会総会（平成17年11月7日）資料を一部加工】

W3：防災活動への貢献の状況

国土交通省

＜加点状況について＞

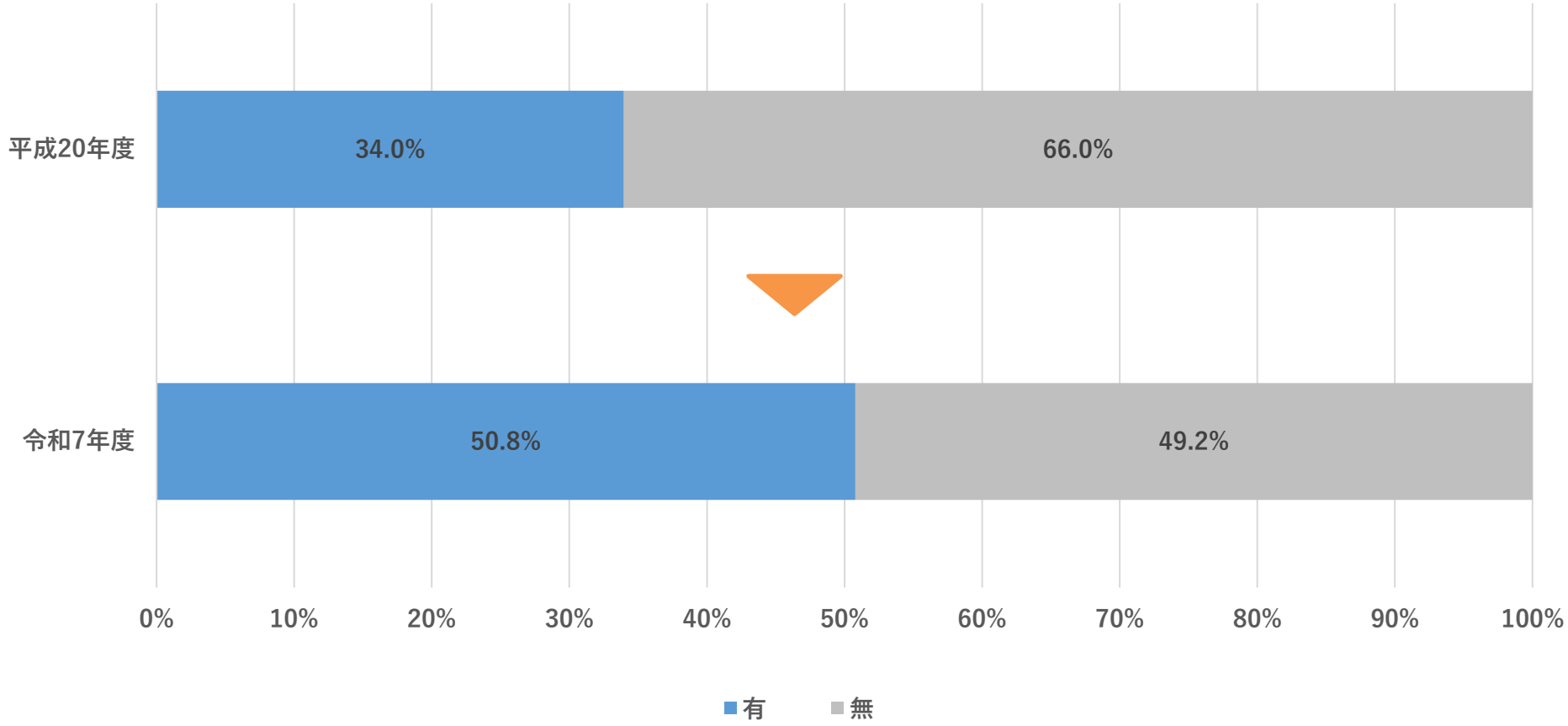

災害協定の締結状況と活動実績

（1） 災害協定の締結状況と活動実績

○ 地域建設業者の多く（全体の8割以上）は、いずれかの行政機関と災害協定を締結している。
○ なお、災害対応は、災害協定に基づいた災害対応は約76%、維持工事での災害対応は約80%、いずれかの災害対応は約88%の業者が実績ありとの回答となっている。

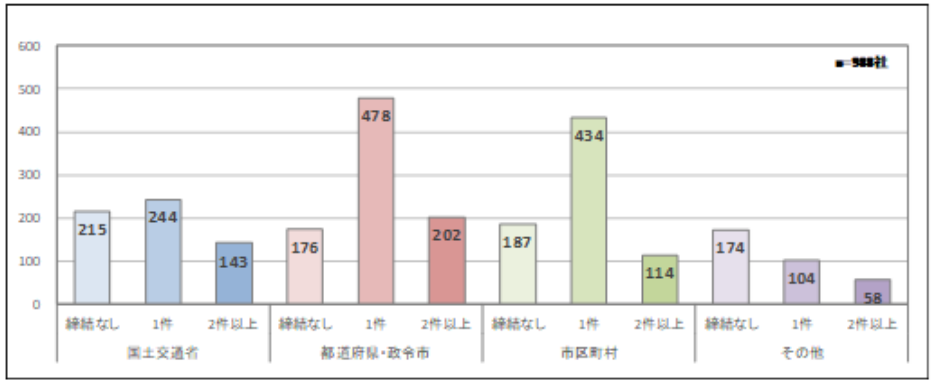

図4　行政機関との災害協定の締結状況

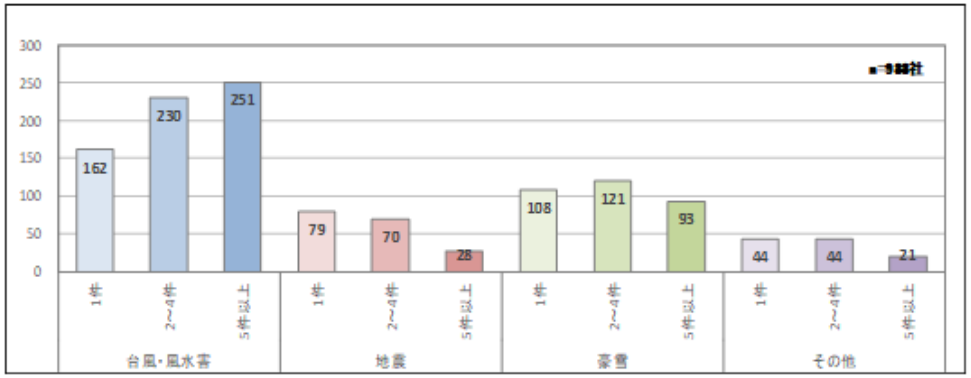

図5　災害協定に基づく災害対応の実績（直近10年）

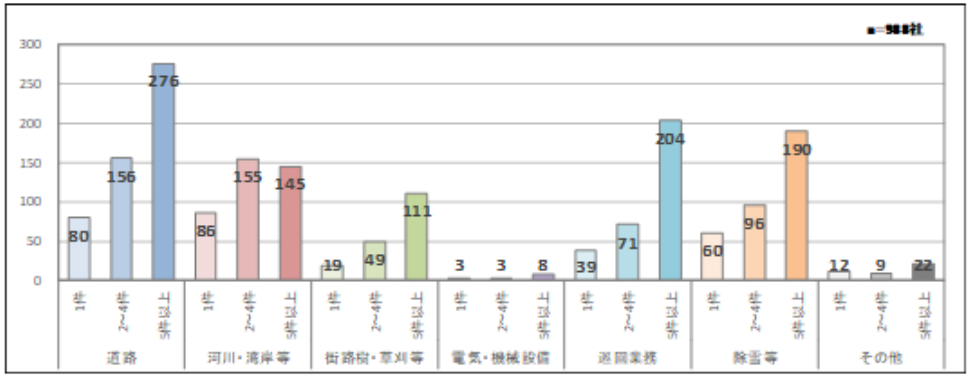

図6　維持工事での災害対応の実績（直近10年）

※ 図4～6は、重複計上あり

【令和6年8月　災害対応時における地域建設業の課題に関する実態調査資料より】

W4：法令遵守の状況

W4：法令遵守の状況

＜現行制度の概要＞

W4：法令遵守の状況

・審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下の表に基づき減点する。

法令遵守の状況	評点
無	0
指示をされた場合	−15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	−30

W5：建設業の経理に関する状況

・監査の受審状況（W51）及び公認会計士等数（W52）の点数を合計し算出する。

W5-1監査の受審状況

監査の受審状況	評点
会計監査人の受審状況	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

W5-2公認会計士等数

		公認会計士等数値※					
年間平均完成工事高	600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
	150億円以上　600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
	40億円以上　150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
	10億円以上　40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
	1億円以上　10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	−	−	0.4未満
	1億円未満	0.4以上	−	−	−	−	0.4未満
評点		10点	8点	6点	4点	2点	0点

※公認会計士等数値＝1級登録経理講習受講者等の数×1＋2級登録経理講習受講者等の数×0.4

W4：法令遵守の状況

＜導入時の考え方等＞

（略）

また、**入札談合等の不正行為が相次ぐ中**、**企業活動における法令遵守の状況を適切に企業評価に反映**できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価することとする。

【中央建設業審議会総会（平成19年9月21日）資料を一部加工】

W4：法令遵守の状況

＜減点企業の推移＞

■営業停止処分の有無

（平成20年度）

有	無
0.22%	99.78%

（令和7年度）

有	無
0.07%	99.93%

■指示処分の有無

（平成20年度）

有	無
0.13%	99.87%

（令和7年度）

有	無
0.07%	99.93%

W5：建設業の経理の状況

W5：建設業の経理に関する状況

＜現行制度の概要＞

W4：法令遵守の状況

・審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下の表に基づき減点する。

法令遵守の状況	評点
無	0
指示をされた場合	−15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	−30

W5：建設業の経理に関する状況

・監査の受審状況（W51）及び公認会計士等数（W52）の点数を合計し算出する。

W5-1監査の受審状況

監査の受審状況	評点
会計監査人の受審状況	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

W5-2公認会計士等数

		公認会計士等数値※					
年間平均完成工事高	600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
	150億円以上　600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
	40億円以上　150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
	10億円以上　40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
	1億円以上　10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	−	−	0.4未満
	1億円未満	0.4以上	−	−	−	−	0.4未満
評点		10点	8点	6点	4点	2点	0点

※公認会計士等数値＝1級登録経理講習受講者等の数×1＋2級登録経理講習受講者等の数×0.4

＜導入時の考え方等＞

（略）

また、入札談合等の不正行為が相次ぐ中、企業活動における法令遵守の状況を適切に企業評価に反映できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価することとする。併せて、**経理面でのコンプライアンスの取り組みを評価するため、会計監査人又は会計参与の設置の状況や社内における経理のチェック体制を加点評価する**こととする（三とも関連）。

（略）

三　経営事項審査の虚偽申請の防止

経営事項審査の結果は、公共工事の発注において利用されており、経営事項審査の虚偽申請は、公共工事の入札契約の公正性を大きく損なう許しがたい行為である。しかしながら、経営事項審査においては、**虚偽申請を排除しきれていないとの指摘**もあり、公共工事の入札契約の公正を確保するとともに、真面目な建設業者が報われるためにも、**虚偽申請を徹底して排除する必要**がある。

このため、経営事項審査における虚偽申請を排除するためにこれまでも行われてきた財務諸表上の異常値のチェック、審査体制の強化等に加え、以下の対策を講じることとする。

(1) 虚偽を行いにくい制度設計

企業の経理については、企業規模等によって監査の体制等が異なるが、**厳正な経理に取り組んでいる企業を評価する観点から、Wにおいて、会計監査人や会計参与を設置している企業に加点評価**することとする。これらを設置していない企業についても、経理に関する資格を有する企業の経理実務責任者が経理処理について一定のチェック項目を確認した旨の書面を自らの署名を付して行政庁に提出する仕組みを創設し、これについては、Wにおいて加点を行うこととする。なお、そうした書面を提出したにも関わらず、後日、経営状況について虚偽申請がなされた場合には、加重して監督処分を行うこととする。

（略）

【中央建設業審議会総会（平成19年9月21日）資料より】

W5-2：公認会計士等数

＜導入時の考え方等＞

◎建設業経理事務士等

　建設業者の経理処理については、その近代化を図る必要性が極めて高く、公正かつ正確な経理処理や原価計算等を行う経営管理能力を評価する必要がある。

　そこで、この項目を新たに採用する。

【中央建設業審議会総会（平成６年４月１２日）資料より】

W5-1：監査の受審状況

＜加点状況について＞

■平成20年度

会計監査人	会計参与	適正証明	無
0.7%	0.2%	1.8%	**97.3%**

■令和7年度

会計監査人	会計参与	適正証明	無
0.8%	1.0%	2.6%	**95.6%**

W5-2：公認会計士等数

国土交通省

＜加点状況について＞

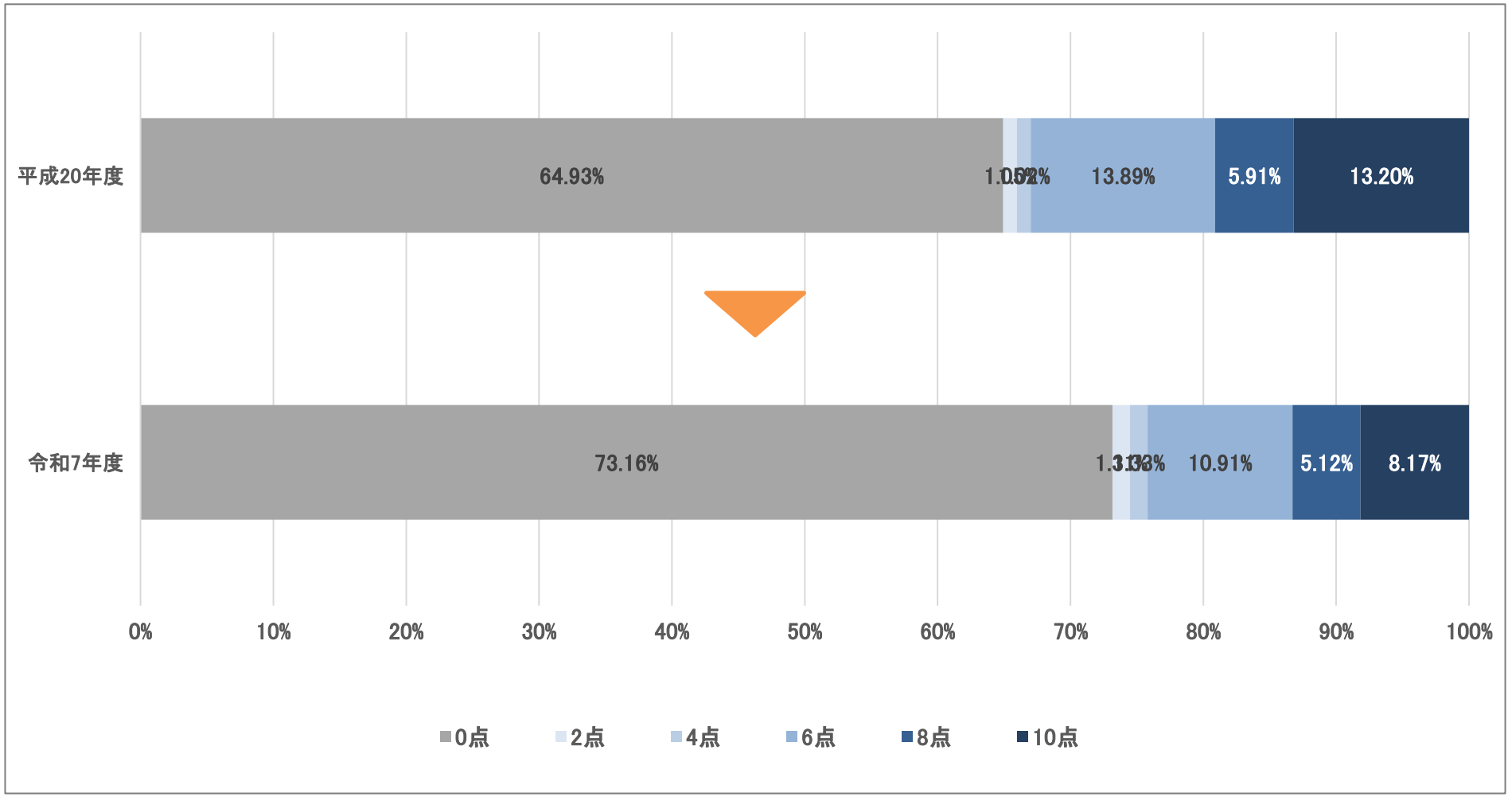

W6：研究開発の状況

W6：研究開発の状況

＜現行制度の概要＞

W6：研究開発の状況

・研究開発費の額の平均の額を表に当てはめて評点を求める。

※会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

平均研究開発費の額	評点	平均研究開発費の額	評点
100億円以上	25	11億円以上　12億円未満	12
75億円以上　100億円未満	24	10億円以上　11億円未満	11
50億円以上　75億円未満	23	9億円以上　10億円未満	10
30億円以上　50億円未満	22	8億円以上　9億円未満	9
20億円以上　30億円未満	21	7億円以上　8億円未満	8
19億円以上　20億円未満	20	6億円以上　7億円未満	7
18億円以上　19億円未満	19	5億円以上　6億円未満	6
17億円以上　18億円未満	18	4億円以上　5億円未満	5
16億円以上　17億円未満	17	3億円以上　4億円未満	4
15億円以上　16億円未満	16	2億円以上　3億円未満	3
14億円以上　15億円未満	15	1億円以上　2億円未満	2
13億円以上　14億円未満	14	5,000万円以上　1億円未満	1
12億円以上　13億円未満	13	5,000万円未満	0

W6：研究開発の状況

国土交通省

＜導入時の考え方等＞

（略）

なお、**企業が取り組む研究開発の状況を的確に評価**するため、研究開発投資の額を評価することとすべきであるが、経営事項審査の評価項目としては、**業種別の評価項目である技術力（Z）ではなく、Wにおいて評価することが適当**である。

（略）

研究開発の状況についても、Wにおいて評価することとし、研究開発費の額を評点化して評価することとする。

【中央建設業審議会総会（平成19年9月21日）資料より】

（3）Z（技術力）について

○ 技術者のチェックが不十分であり、名義貸し等の虚偽申請を招いているのではないか。
○ 一人の技術者を異業種間で重複して評価しているのは、業種毎の実際の技術力を反映していないのではないか。
○ 技術者の加点対象範囲を拡大（縮小）すべきではないか。
○ 評点テーブルを線形式化すべきではないか。
○ 技術者数以外の要素も評価すべきではないか（工事成績、ISO、特許件数、研究開発費 等）

【中央建設業審議会ワーキンググループ第1回経営事項審査改正専門部会（平成19年3月15日）資料より】

W6：研究開発の状況

＜加点状況について＞

■平成20年度

0点	1～25点
99.72%	**0.28%**

■令和7年度

0点	1～25点
99.64%	**0.36%**

W7：建設機械の保有状況

W7：建設機械の保有状況

＜現行制度の概要＞

W7：建設機械の保有状況

・審査基準日において自ら所有している又は審査基準日からの1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している建設機械の台数を表に当てはめて評点を求める。

台数	評点	台数	評点
14台以上	15	5台	9
12～13台	14	4台	8
10～11台	13	3台	7
8～9台	12	2台	6
7台	11	1台	5
6台	10	0台	0

※ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャ、移動式クレーン、不整地運搬車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械

W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

・エコアクション21（EA21）の認証又はISO第9001号若しくはISO第14001号の規格による登録状況を表に当てはめて評点を求める。

ISO14001の登録状況	EA21の認証状況	評点	
		ISO9001登録有	ISO9001登録無
有	有	10	5
	無		
無	有	8	3
	無	5	0

W7：建設機械の保有状況

＜導入時の考え方等＞

① 建設機械の保有状況

建設投資の減少等により厳しい経営環境が続く中で、建設機械の保有に伴う負担は無視できないものとなっている。

建設機械は災害時には地域の復旧に不可欠な機材となることから、**地域防災への備えの観点からも、建設機械の保有状況を積極的に評価していくことが適当**である。

このため、建設業者の建設機械の保有状況を社会性等（W点）で加点評価することとし、具体的には建設機械抵当法第二条に規定する「建設機械」について、保有台数(老朽化により使用困難と考えられるもの等を除く。)に応じた加点を行うこととする。

なお、リースが増えてきている現状を踏まえ、実質的に保有と同視しうる一定のリースについても加点評価を行うこととする。

【中央建設業審議会総会（平成22年7月26日）資料を一部加工】

国土交通省

＜導入時の考え方等＞

③建設機械の保有状況の加点方法の見直し

国土交通省

改正の背景・目的

○　地域防災への備えの観点から、平成22年10月より、災害時に使用される代表的な建設機械について、所有台数に応じて社会性（W点）において加点評価している。平成27年４月には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を受け、評価対象とする建設機械を一部拡大している。

○　一方、企業によっては災害時に使用する建設機械を購入すると経営状況（Y点）が低下し、結果として総合評定値（P点）が低下してしまうなど、W点での評価が建設機械保有へのインセンティブにつながっていないケースもある。

○また、大型ダンプ車については、現行は自家用のものしか加点対象となっていないが、建設企業が主として建設業の用途に使用し、災害時に活躍する大型ダンプ車の中には、営業用に区分されているものも存在している。

改正の概要

建設機械の保有状況（W７）による評価方法を、以下の通り見直す

①加点テーブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する。

【現行制度】

１台につき加点１

（最大15点）

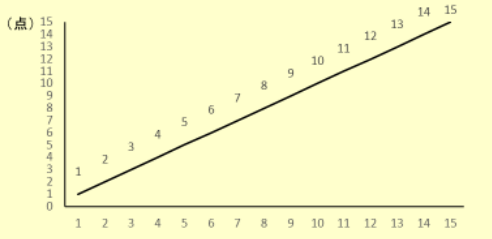

【改正案】

少ない台数でも建設機械を保有をする企業を高く評価

（最大15点）

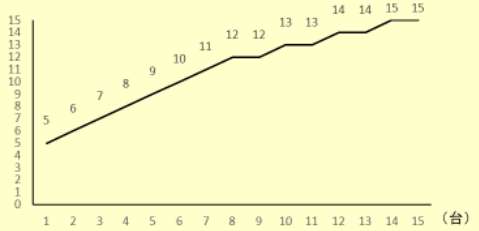

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

②営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、こうした企業を将来にわたって後押しする

5

【中央建設業審議会総会（平成29年7月25日）資料より】

W7：建設機械の保有状況

＜導入時の考え方等＞

建設機械購入に伴う総合評定値（P点）への影響（建設機械評価関連）

国土交通省

＜改正後のシミュレーション＞

○　個別企業の規模や財務状況、購入する建設機械の金額等によって影響は異なるが、始めの数台の保有を高く評価することで、建設機械購入に伴う財務状況変化による総合評定値（P点）の低下の影響をカバーできる範囲は拡大。

➡ 防災等への備えによって「地域の守り手」としての役割を果たそうとする企業を後押し

【建設機械１台保有によるW点の変化】

（改正前）　建設機械１台保有により、W７が１点上昇　⇒　P点は１．３５点の上昇

（改正後）　建設機械１台保有により、W７が５点上昇　⇒　P点は７．０５点の上昇

【建設機械の購入（現金/借入）によるY点の変化】

	完成工事高	Y点	Y点（現金購入）	購入によるP点の低下（現金購入）	Y点低下（借入購入）	購入によるP点の低下（借入購入）
A社	1,000万円程度	822点	819点（▲3点）	▲0.6点	734点（▲88点）	▲17.6点
B社	2,000万円程度	839点	804点（▲35点）	▲7.0点	764点（▲75点）	▲15.0点
C社	7,000万円程度	837点	826点（▲11点）	▲2.2点	812点（▲25点）	▲5.0点
D社	2億円程度	831点	829点（▲2点）	▲0.4点	822点（▲9点）	▲1.8点
E社	17億円程度	822点	822点（±0点）	±0.0点	821点（▲1点）	▲0.2点

※　①売上高に占める完成工事高の割合が80%以上、②Y点が全体の最頻値である800～840点程度、③土木一式の経審を取得しており、現在建設機械を保有していない、以上①～③の全ての要件を満たす企業が対象
※　各階層の企業数のバランスが取れるよう、完成工事高により対象企業を５階層に分け、それぞれより１社を抽出して財務状況の変化をシミュレーション
※　300万円の建設機械を、期初に１台購入したケースを想定　　※　建設機械は耐用年数６年として算定

P点への影響（四捨五入して算出）

（現行）
1台目でP点は
1．35点上昇

	P点の変化（現金購入）	P点の変化（借入購入）
A社	＋1点	▲16点
B社	▲6点	▲14点
C社	▲1点	▲4点
D社	＋1点	±0点
E社	＋1点	＋1点

➡

（改正後）
1台目でP点は
7．05点上昇

	P点の変化（現金購入）	P点の変化（借入購入）
A社	＋7点	▲10点
B社	±0点	▲8点
C社	＋5点	＋2点
D社	＋7点	＋5点
E社	＋7点	＋7点

改正により、新たに建機購入のメリットが生まれるケース

9

【中央建設業審議会総会（平成29年7月25日）資料より】

W7：建設機械の保有状況

国土交通省

＜加点状況について＞

（加点有無の割合）

	加点なし（0台）	加点有（1台以上）
平成23年度	73.6%	26.4%
令和7年度	56.3%	43.7%

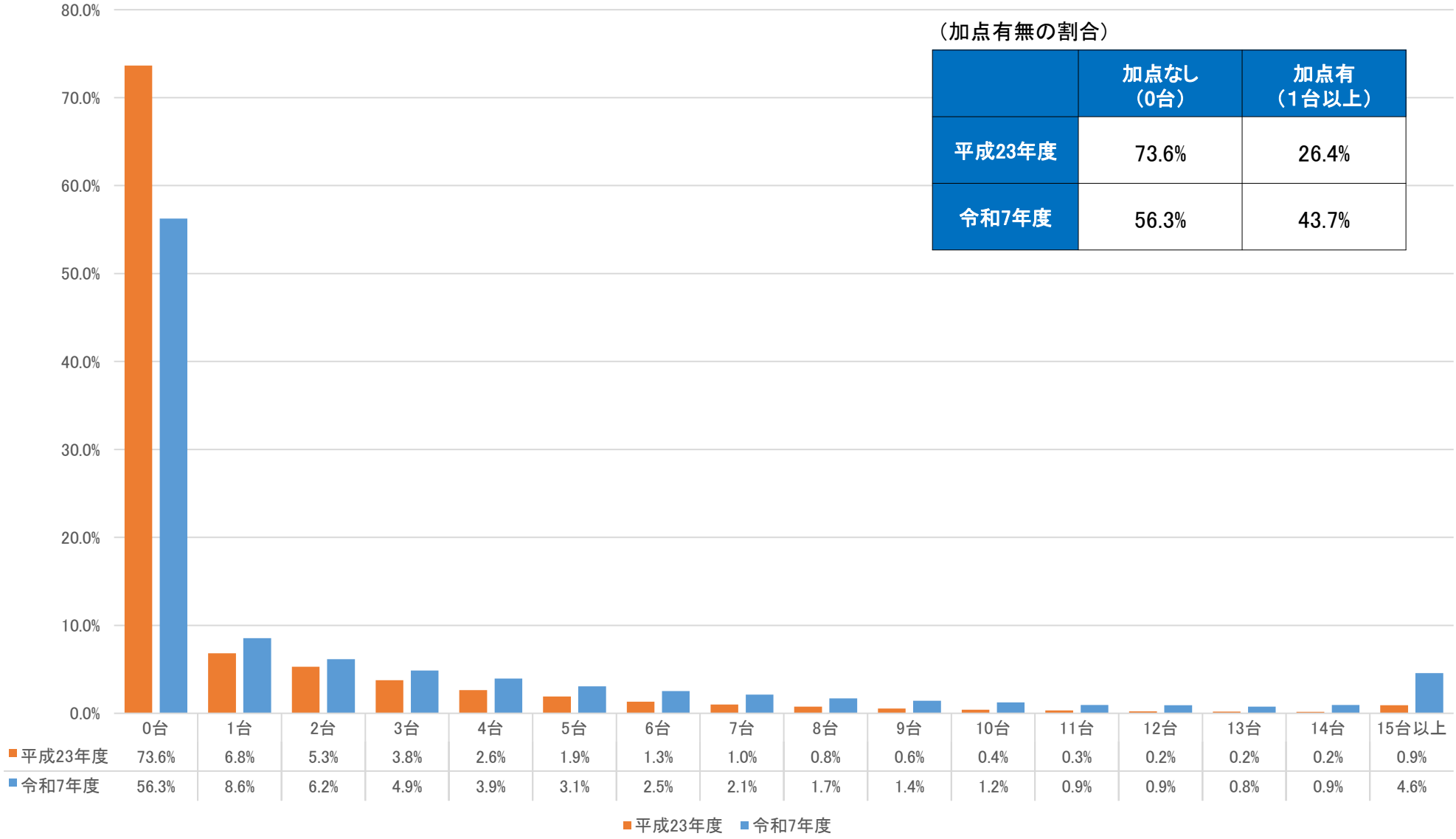

	0台	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台	9台	10台	11台	12台	13台	14台	15台以上
平成23年度	73.6%	6.8%	5.3%	3.8%	2.6%	1.9%	1.3%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.9%
令和7年度	56.3%	8.6%	6.2%	4.9%	3.9%	3.1%	2.5%	2.1%	1.7%	1.4%	1.2%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	4.6%

W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

国土交通省

＜現行制度の概要＞

W7：建設機械の保有状況

・審査基準日において自ら所有している又は審査基準日からの1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している建設機械の台数を表に当てはめて評点を求める。

台数	評点	台数	評点
14台以上	15	5台	9
12～13台	14	4台	8
10～11台	13	3台	7
8～9台	12	2台	6
7台	11	1台	5
6台	10	0台	0

※ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャ、移動式クレーン、不整地運搬車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械

W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

・エコアクション21（EA21）の認証又はISO第9001号若しくはISO第14001号の規格による登録状況を表に当てはめて評点を求める。

ISO14001の登録状況	EA21の認証状況	評点	
		ISO9001登録有	ISO9001登録無
有	有	10	5
	無		
無	有	8	3
	無	5	0

W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

国土交通省

＜導入時の考え方等＞

■W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

② ISOの取得状況

ISO9000 シリーズ（品質管理）、ISO14000 シリーズ（環境管理）の取得は、**多くの都道府県等において発注者別評価点で評価**されており、経営事項審査の評価対象に追加することにより、**受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図ることが可能**となる。

このため、ISO9000 シリーズ、ISO14000 シリーズを取得している建設業者(会社単位で取得している建設業者に限る。)に対し、社会性等（W点）で加点評価を行うこととする。

【中央建設業審議会総会（平成22年7月26日）資料より】

W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

＜導入時の考え方等＞　※「エコアクション21」を追加した際の考え方

○環境への配慮に関する取組としては、ISO14001の認証について評価しているが、脱炭素に向けた動きが加速している中、建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められているところ。

○脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合には加点評価してはどうか。

【中央建設業審議会総会（令和4年3月14日）資料より】

W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

国土交通省

＜導入時の考え方等＞　※「エコアクション21」を追加した際の考え方

○現在の経営事項審査においては、環境マネジメントシステムの認証であるISO14001の取得状況を加点評価しているが、経営事項審査を受審している建設企業のうち、中小規模の建設業者においてISO14001を取得している割合は小さい。

○脱炭素に向けた動きが加速する中、中小・零細規模の建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められている。

○このため、脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合に加点評価してはどうか。

○例えば、各都道府県の競争参加資格審査では、中小企業でも取得が容易な環境マネジメントシステムに関する認証である、「エコアクション21」を加点する動きが広がっており（現在31の自治体で評価）、当該認証は加点対象の候補として想定される。

完成工事高階層別の経審受審企業数とISO14001による加点を受けた企業数

完工高区分	経審受審業者数（A）	ISO14001加点業者数（B）	B/A
1億未満	62,705	473	0.75%
1億以上10億未満	65,595	4,270	6.51%
10億以上50億未満	8,647	1,971	22.79%
50億以上200億未満	1,337	439	32.83%
200億以上	432	215	49.77%
合計	138,716	7,368	5.31%

⇨ 中小零細規模の建設業者の多くはISO14001による加点を受けていない状況

【中央建設業審議会総会（令和4年3月14日）資料より】

W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

国土交通省

＜導入時の考え方等＞　※「エコアクション21」を追加した際の考え方

■　建設企業の環境配慮に関する取組状況

取組内容	回答企業数
ISO14001	549
エコアクション21	229
各都道府県が定めた環境配慮に関する認証等の取得	168
SDGs宣言	29
ZEH、ZEBの推進	16
その他公的な認証のない取組（地域の清掃ボランティアへの参加、太陽光発電事業への参入等）	40

（回答総数：2,464）

※　赤字：現在の加点対象　　黄色マーカー　：加点追加対象

※　（一社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会、（一社）全国中小建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会、（一社）日本空調衛生工事業協会及び（一社）日本電設工業協会に所属する建設業者あてのアンケート調査により、10社以上の回答のあった回答について記載

○エコアクション21は中小規模の建設業者を中心に相応の数の取組実績あり加点対象として追加したい。

○経営事項審査は、統一の基準で行われる審査であり、各都道府県における独自の認証を評価対象とすることは馴染まない。

○SDGs宣言についても、日本における統一的な基準による認証等は存在しないことから、客観評価としての経営事項審査の評価対象とすることは馴染まない。

○ZEH、ZEBは、建築物の個別の認定制度であり、企業に対する評価ではないため、経営事項審査の評価対象とすることは馴染まない。

■　エコアクション21はISO14001に比べ、認定にあたっての審査基準が少なく、また認証手続も簡便であることから、ISO14001の5点より下位の3点としたい。

■　なお、ISO14001とエコアクション21のいずれも認証を取得している場合、これらの評点は合算せず、5点のみの評価とする。

10

【中央建設業審議会総会（令和4年3月14日）資料より】

W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

＜加点状況について＞

■ISO9001の登録の有無

（平成23年度）

有	無
9.1%	90.9%

（令和7年度）

有	無
10.0%	90.0%

■エコアクション21の認証の有無

（令和5年度）

有	無
1.9%	98.1%

（令和7年度）

有	無
2.2%	97.8%

■ISO14001の登録の有無

（平成23年度）

有	無
3.1%	96.9%

（令和7年度）

有	無
6.1%	93.9%

ISO9001・ISO14001の認証状況の推移

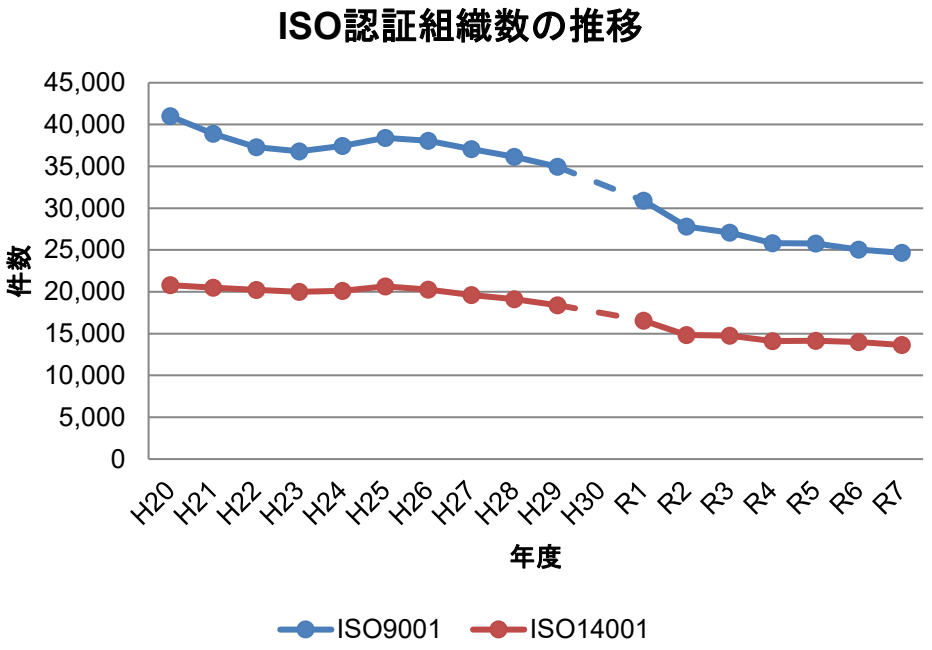

公益財団法人日本適合性認定協会『年次報告書』及び『事業報告』より国交省作成

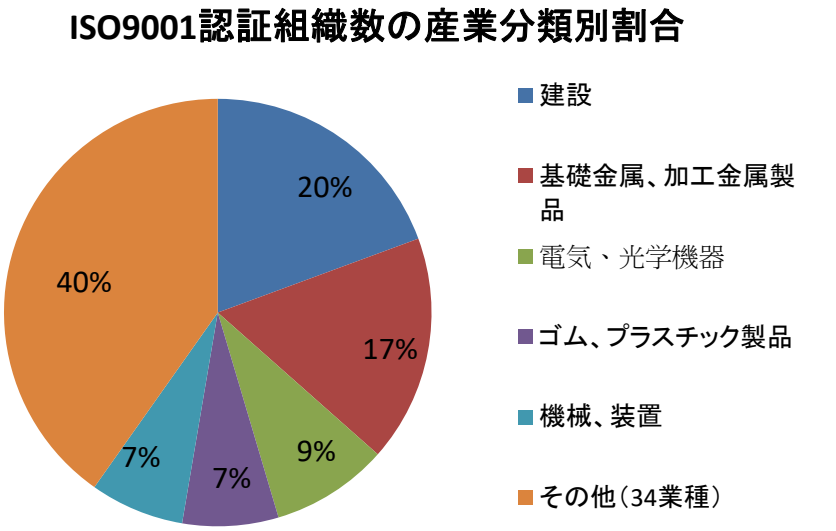

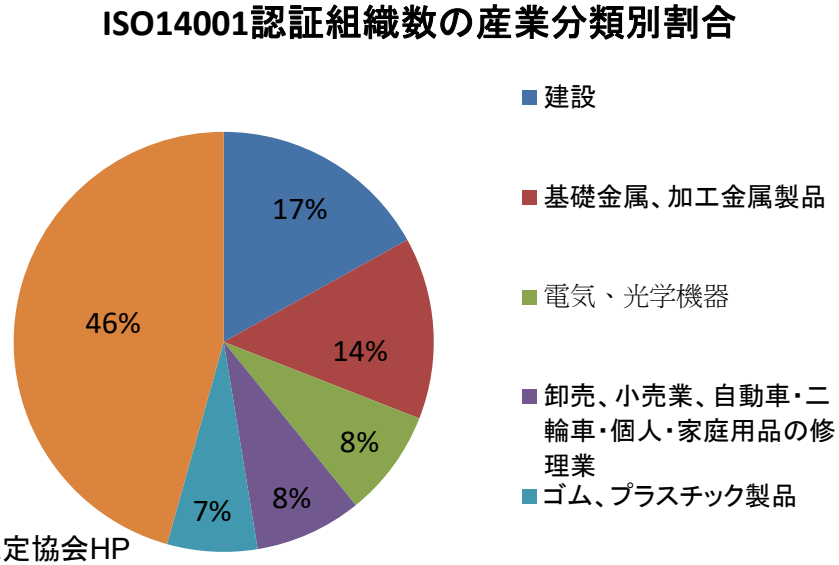

公益財団法人日本適合性認定協会HP
（https://www.jab.or.jp/compatible_organizations?page=1&standards=90012015）より国交省作成

エコアクション21認証・登録制度の実施状況（2026年10月末現在）

国土交通省

※一般財団法人持続性推進機構HPより抜粋

1．年度別の認証・登録事業者数の推移（累計）

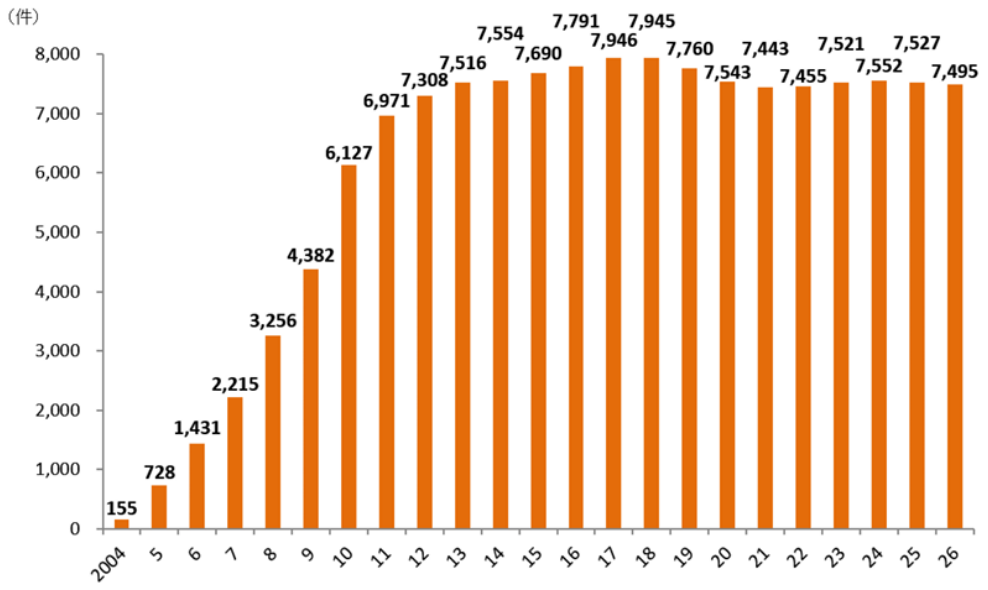

3．認証・登録事業者数の業種別割合

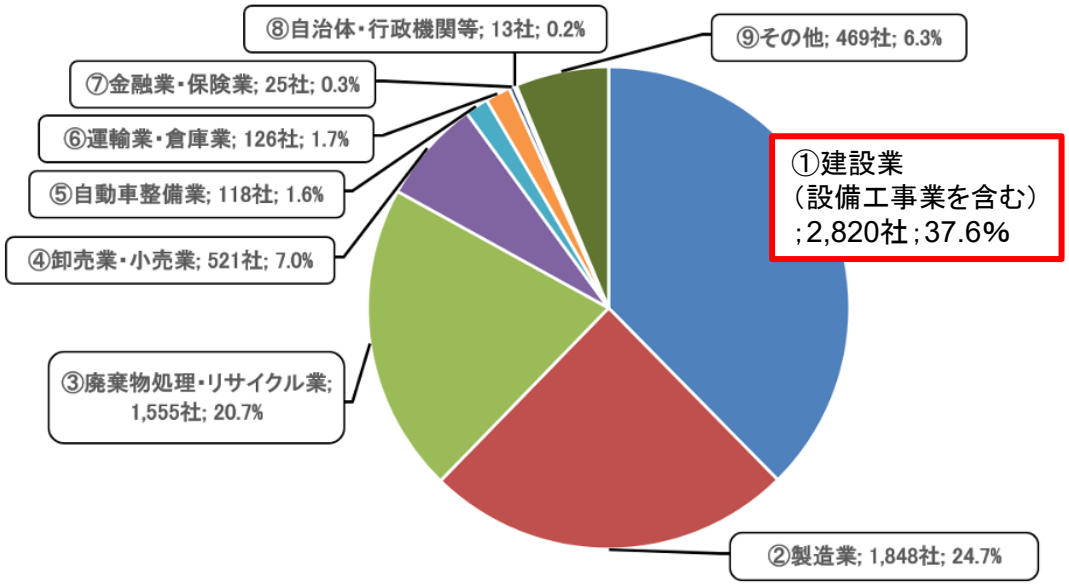

廃止した項目について

かつて導入していた項目を廃止した際の考え方

● 平成19年改正において、**「賃金不払件数」、「工事の安全成績」**といった項目について**評価項目から削除（廃止）**されているが、その際の考え方は以下の通り。

＜廃止時の考え方等＞

三　経営事項審査の虚偽申請の防止

経営事項審査の結果は、公共工事の発注において利用されており、経営事項審査の虚偽申請は、公共工事の入札契約の公正性を大きく損なう許しがたい行為である。しかしながら、経営事項審査においては、虚偽申請を排除しきれていないとの指摘もあり、公共工事の入札契約の公正を確保するとともに、真面目な建設業者が報われるためにも、虚偽申請を徹底して排除する必要がある。

このため、経営事項審査における虚偽申請を排除するためにこれまでも行われてきた財務諸表上の異常値のチェック、審査体制の強化等に加え、以下の対策を講じることとする。

(1) 虚偽を行いにくい制度設計

（略）

さらに、**現行の評価項目の中には、賃金不払件数や工事の安全成績といった自己申告によるものがあるが、確認が難しいため、こうした項目は廃止することとする。**

【中央建設業審議会総会（平成19年9月21日）資料より】

かつて導入していた項目を廃止した際の考え方

● 令和7年改正において、「社会保険加入の有無」といった項目について評価項目から削除（廃止）されているが、その際の考え方は以下の通り。

中央建設業審議会総会資料
（令和7年12月2日開催）

・令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加されたところ、建設業許可の更新期間が5年であることから、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなる。
・したがって、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、建設業者の申請事務効率化の観点も踏まえ、審査対象項目から削除することとしてはどうか。

（参考）
経営事項審査における評価：平成　6年　6月～　未加入を減点評価
平成20年　4月～　減点幅拡大（15→30）
平成24年　7月～　減点幅拡大（30→40）
平成29年12月～　W点の下限値にマイナスを設定

W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

W1-1～W1-3

項目	評点
雇用保険の未加入（W1-1）	-40
健康保険の未加入（W1-2）	-40
厚生年金保険の未加入（W1-3）	-40

→ 審査項目から削除

まとめ

まとめ

- Wについては、**建設業を取り巻く状況等を踏まえて、様々な評価項目が追加**されてきたところ。
- これまでも項目の見直しを行ってきたところであるが、**Wの意義を高め、よりフォーカスされた項目とするためにも、引き続き、既存の評価項目の検証が必要**ではないか。
- その際、
  ①**導入時の考え方**について、**今日的な課題や状況に照らして妥当かどうか**
  ②経営事項審査で評価することで**達成しようとしていた趣旨や目的**に照らして、**引き続き評価することが妥当かどうか**（状況変化や施策の普及状況などの確認）
  がポイントになるのではないか。
- また、建設企業の前向きな取組を評価すること自体は望ましいことである一方、評価する側、評価される側、評価結果を活用する側にとって、**使いやすく、かつ、シンプルな仕組みとする観点**や、**より重要な項目にフォーカスする観点**からは、
  ①**評価制度において他により重視すべき項目があるかどうか**
  ②評価制度とは**別の施策で対応すべき事柄ではないかどうか**
  といった点もポイントになるのではないか。